

高根沢町地域福祉計画・地域福祉活動計画

# たかねざわ幸せプラン

～支えあいみんながつながる 高根沢～



高根沢町  
高根沢町社会福祉協議会

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画の概要.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の策定体制.....	4
第2章 高根沢町の現状と課題.....	5
1. 統計データからみる地域特性.....	5
2. 地域資源の現状.....	13
3. 各種調査等からみた課題.....	15
4. 高根沢町の地域福祉に関する主な課題.....	29
第3章 計画の基本的考え方.....	30
1. 計画の基本理念.....	30
2. 計画の基本目標.....	30
3. 施策体系.....	31
第4章 施策展開と実施体制.....	32
基本目標1 みんなでつながり支え合うまち.....	32
基本目標2 いくつになっても安心・安全 住んで楽しいまち.....	43
基本目標3 適切な支援につなぐ仕組みづくり.....	54
第5章 計画の推進体制.....	64
資 料 編.....	66
1. 高根沢町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	66
2. 高根沢町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	67
3. 高根沢町地域福祉活動計画ワーキンググループの組織及び運営に関する要綱.....	69
4. 高根沢町地域福祉計画策定委員会・地域福祉活動計画策定委員会委員.....	71
5. 高根沢町地域福祉計画庁内ワーキンググループ.....	72
6. 地域福祉活動計画住民ワーキンググループ.....	73
7. 計画策定の経過.....	74
8. 用語解説.....	75

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化の急速な進展や核家族化、単身世帯の増加が進む中で、近隣住民の関係が希薄化し、社会から孤立する人々が生じやすい環境となっており、虐待や引きこもり等の新たな社会問題も出現してきています。

国においては、平成28（2016）年に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、「我が事」として人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」をめざしています。

地域福祉の推進により「地域共生社会」の実現をめざすためには、地域住民同士の支え合い・助け合いが必要不可欠となっています。誰もが地域の中で安心して生活していくためには、地域において、助け合う仕組みをつくっていくとともに、地域住民や福祉に関連する団体、民間事業者等とともに、行政と協働した地域福祉を進めていくことが必要です。

こうした背景から、高根沢町で誰もが安心・安全に暮らし続けることができるよう、今後の地域福祉を総合的に推進するための「高根沢町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

## 2. 計画の概要

### (1) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、手助けや支援を必要としている人が抱える生活上の様々な問題や課題を、高齢者や障がいのある方、子どもといった対象別ではなく、自分たちが住んでいる「地域」を中心に考え、誰もが安心して自立した生活を送ることができるよう、地域のつながりを深め、人々がともに助け合いながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取り組みのことを言います。

### (2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

「地域福祉計画」とは、「地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画」で、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、町が策定します。

「地域福祉活動計画」とは、「住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたもので、民間組織である社会福祉協議会の活動計画として策定します。

### (3) 計画の位置づけ

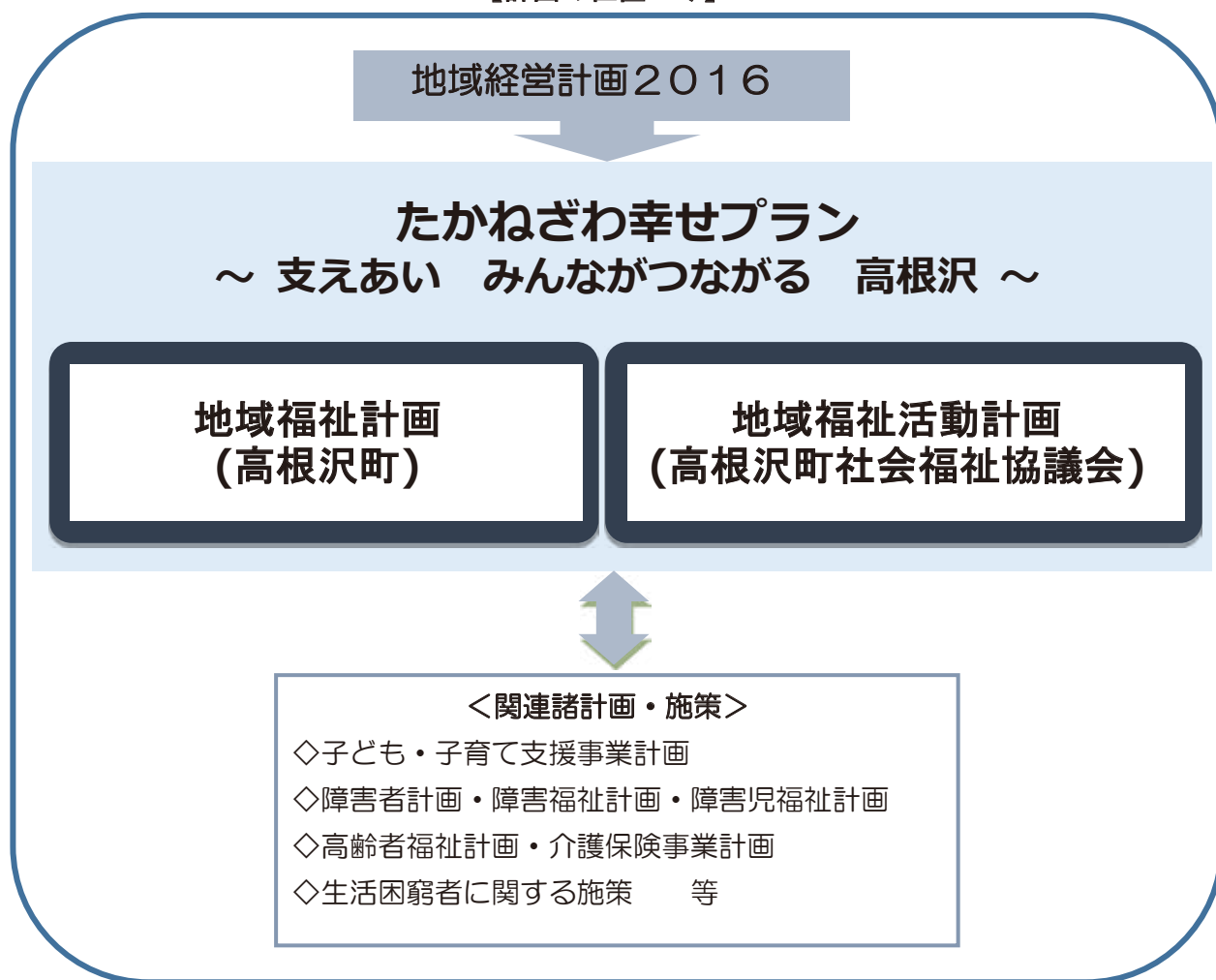
本計画は、社会福祉法第 4 条に規定する地域福祉を推進するため、同法第 107 条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画であり、規定されている 5 つの事項を一体的に定める福祉に関する計画の上位計画です。なお、同法第 109 条に規定されている市町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一本化し、実効性を高める計画とします。

また、「地域経営計画 2016」を上位計画とし、めざすべきまちづくりの理念である「希望の持てるまちを後世に引き継いでいく」の実現に向け、福祉の分野でのまちづくりの方向性との整合を図りながら策定しています。

さらに、福祉分野には高齢者や障がいのある方、子どもを対象とした個別計画がありますが、これらの個別計画は対象者のニーズに応じたサービスの整備目標や取り組みを示しています。これに対して、本計画は個別計画の対象者の地域生活を支えるための全体計画であり、権利擁護や総合的な相談支援体制、福祉サービスの利用支援などの取り組み方向を示すものです。また、既存の福祉サービスだけでは対応困難な問題への対応、地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項、地域福祉を推進するための基盤整備、公民協働の仕組みづくりなどの取り組み方向を示しています。

また、保健・福祉分野以外の分野別計画等についても、関連施策の整合を図ります。

【計画の位置づけ】



### 3. 計画の期間

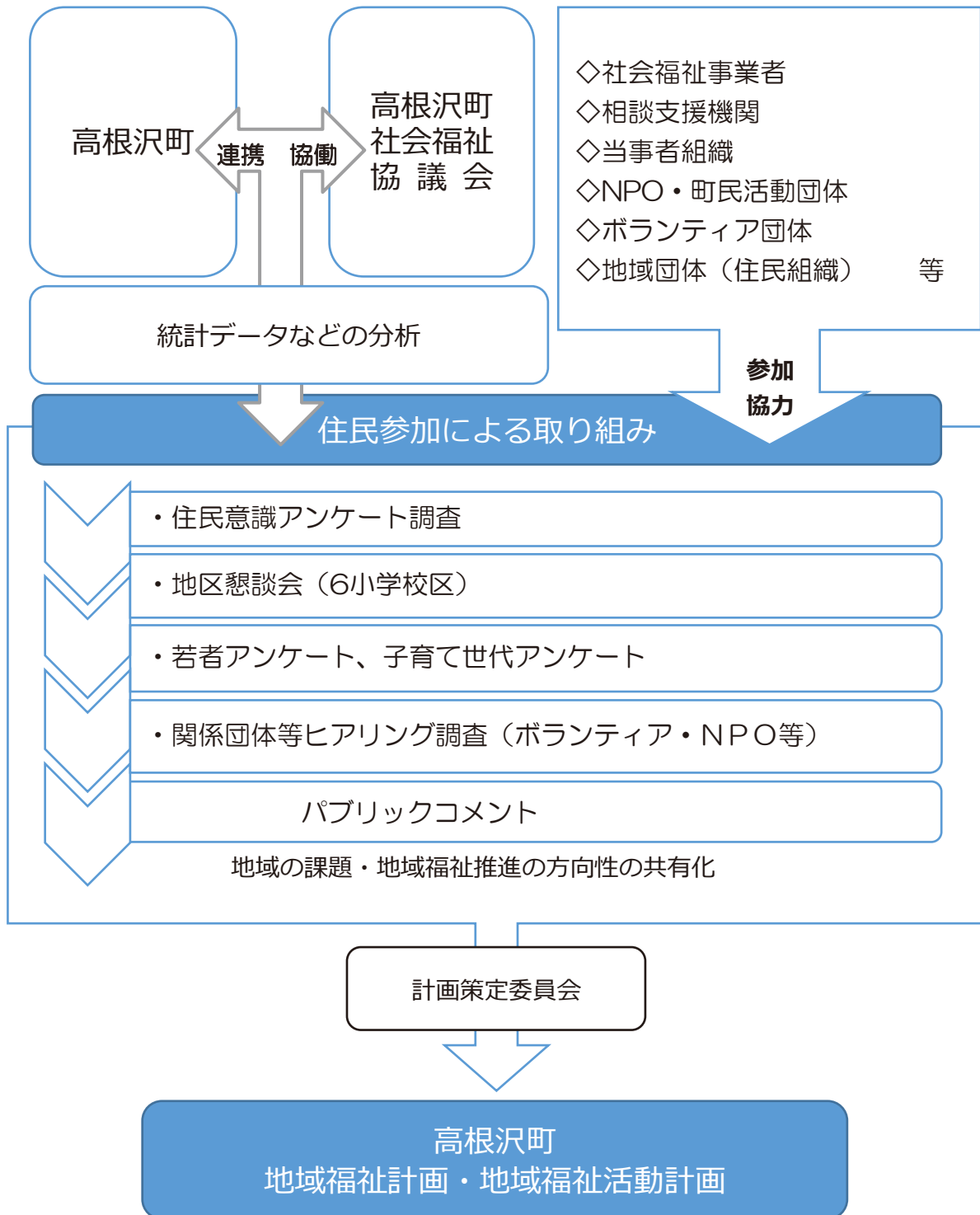
この計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

また、計画の進行管理を行うとともに、必要に応じて内容の見直しを実施します。

## 4. 計画の策定体制

計画の策定にあたって、住民の意見・意向を十分に把握し、地域の主要な課題や特性を明らかにした上で計画の策定を進めるため、様々な調査・分析などを実施しました。

【高根沢町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の体制】



## 第2章 高根沢町の現状と課題

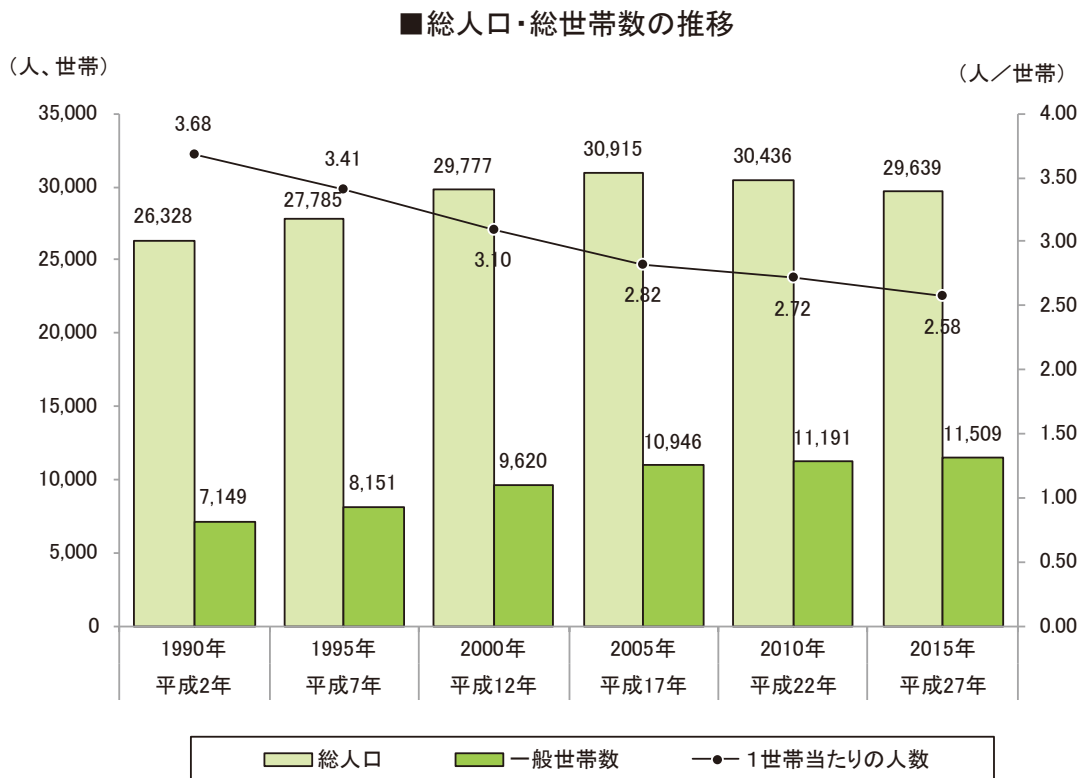
### 1. 統計データからみる地域特性

#### (1) 人口・世帯

##### ① 総人口と総世帯数の推移

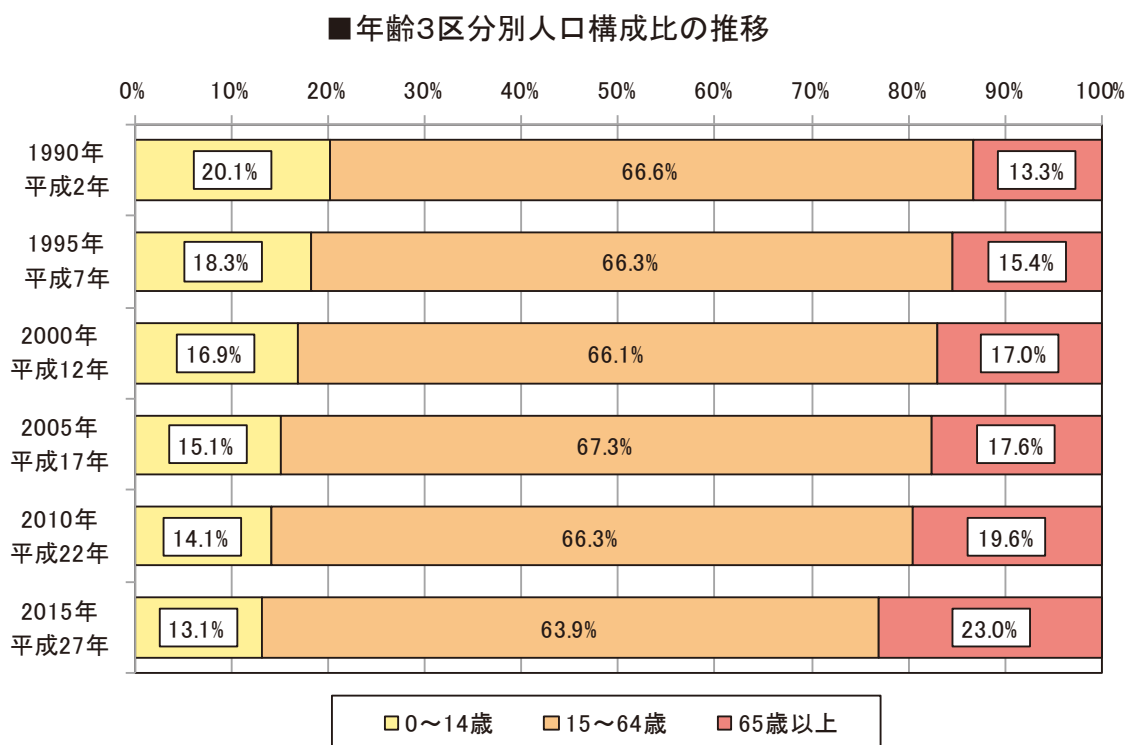
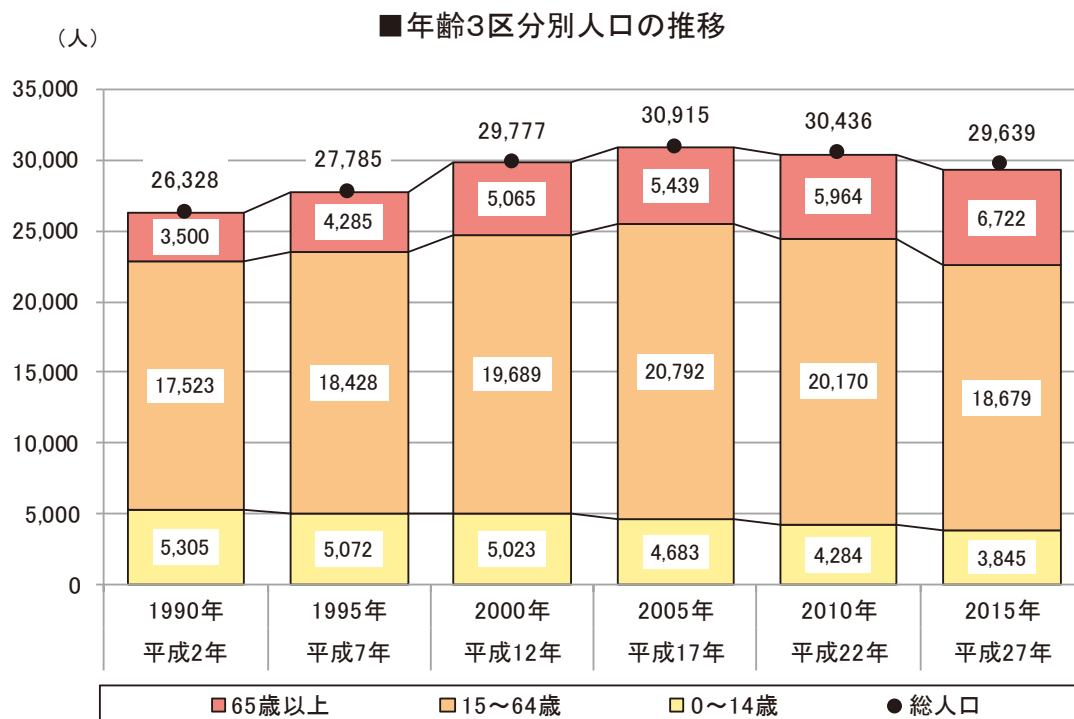
本町の総人口の推移を平成2年以降の国勢調査結果で見ると、増加基調にあったものが平成17年より減少に転じ、平成27年では29,639人となっています。

総世帯数は、一貫した増加を続けており、平成27年には11,509世帯となり、1世帯当たりの人員も2.58人と世帯の縮小が続いています。



## ② 年齢3区分別人口構成比の推移

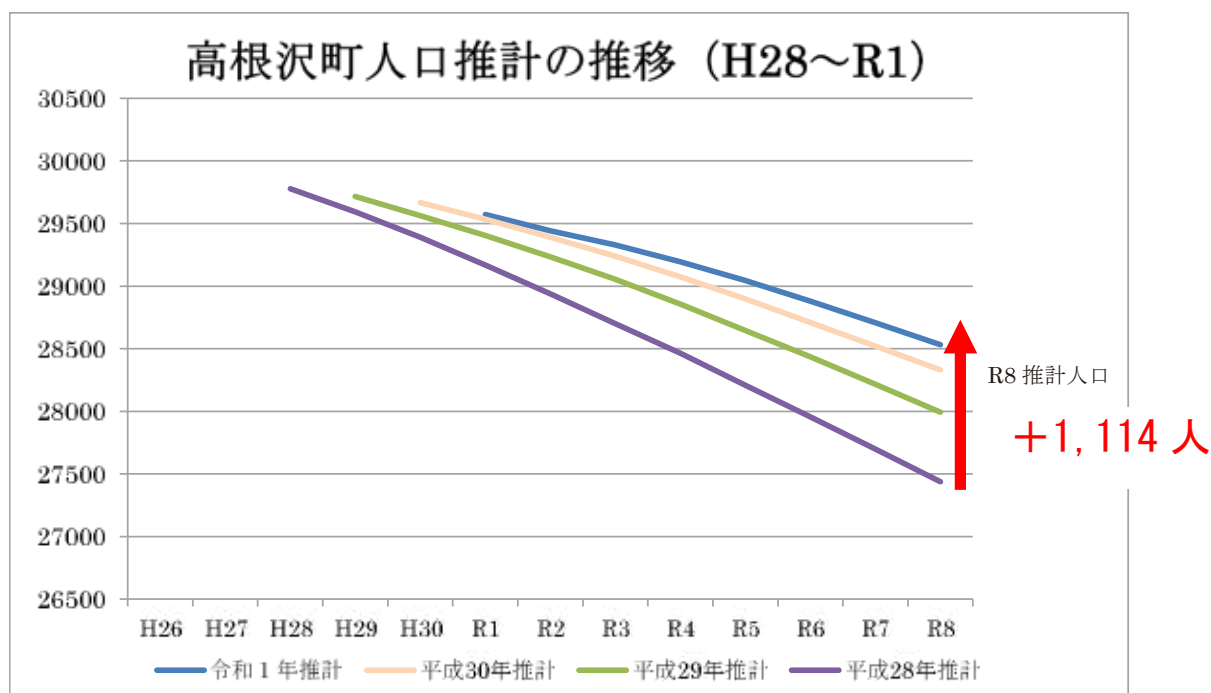
年齢3区分別では、「65歳以上」の割合は増加傾向で推移している一方、「0～14歳」「15～64歳」の割合は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいることがわかります。





### ③ 人口推計

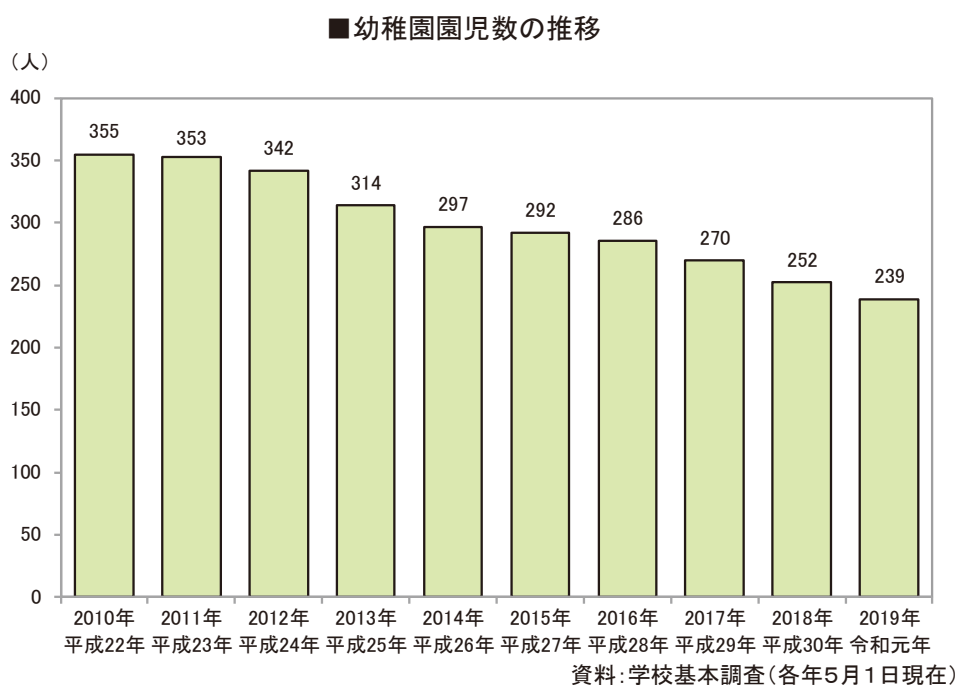
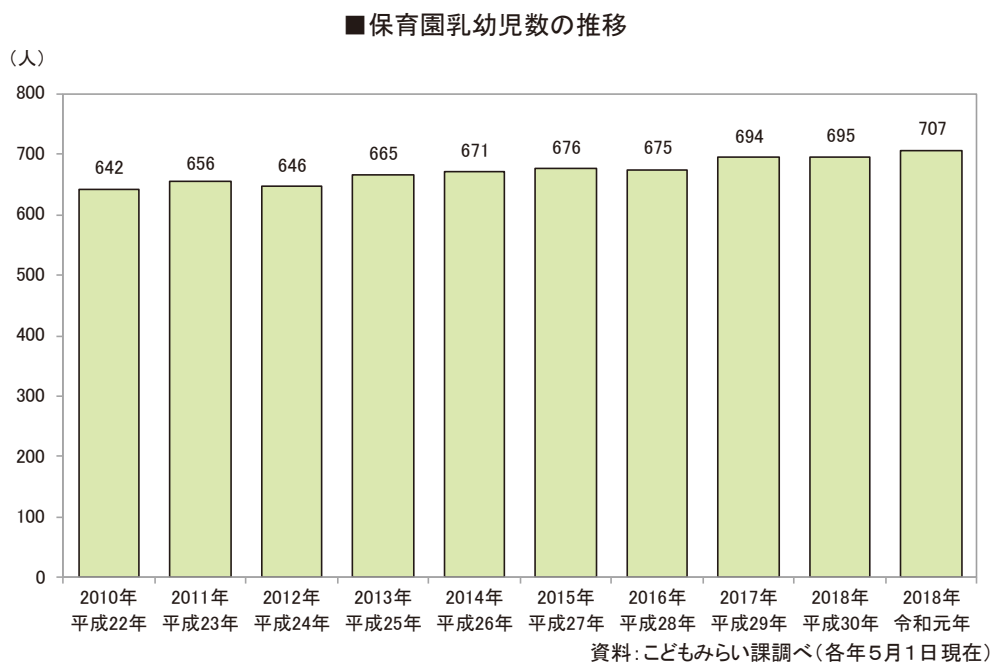
住民基本台帳人口や国立社会保障・人口問題研究所が示した人口統計に使用されている値をもとに推計した将来人口は減少傾向にありますが、平成28年の推計に比べると下げ止まり傾向にあり、減少幅が改善されています。

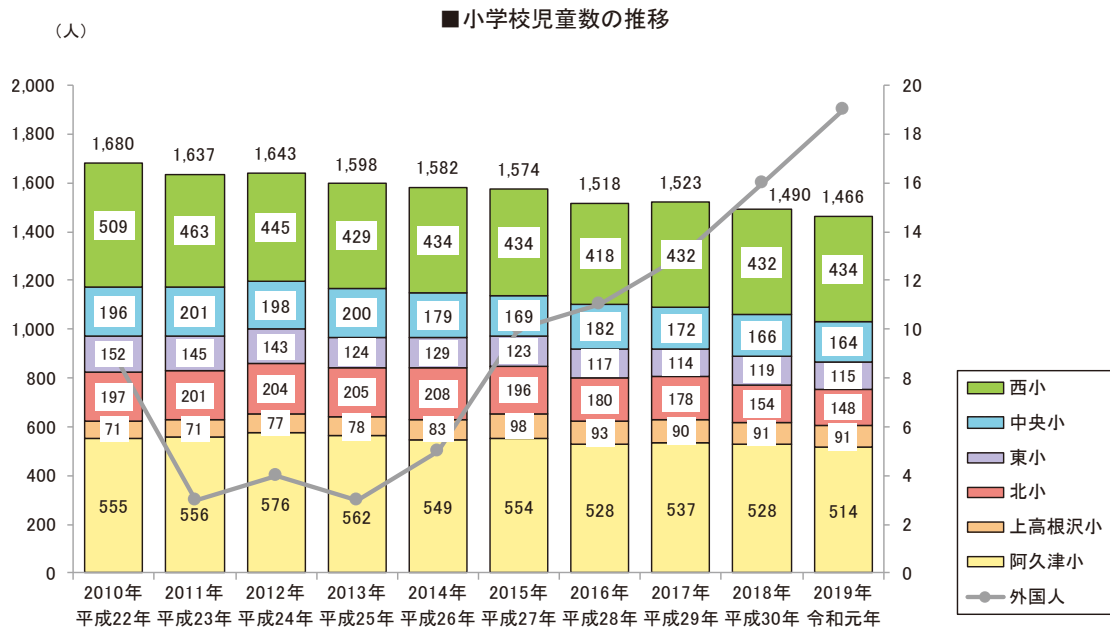


資料：令和元年度版高根沢町将来人口の推計について

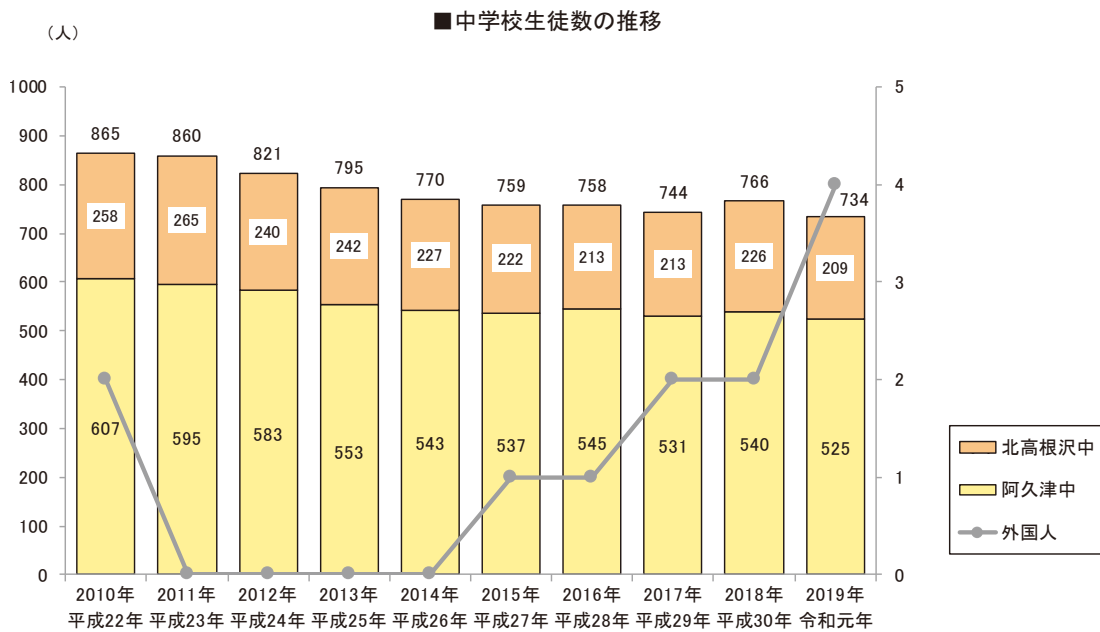
## (2) 子どもを取り巻く状況

近年、保育園乳幼児数は増加傾向にあり、幼稚園の園児数と小学校児童数は、減少傾向にあります。中学校生徒数は概ね横ばいとなっています。また、小学校、中学校ともに、外国人が増加傾向となっています。





資料: 学校基本調査(各年5月1日現在)



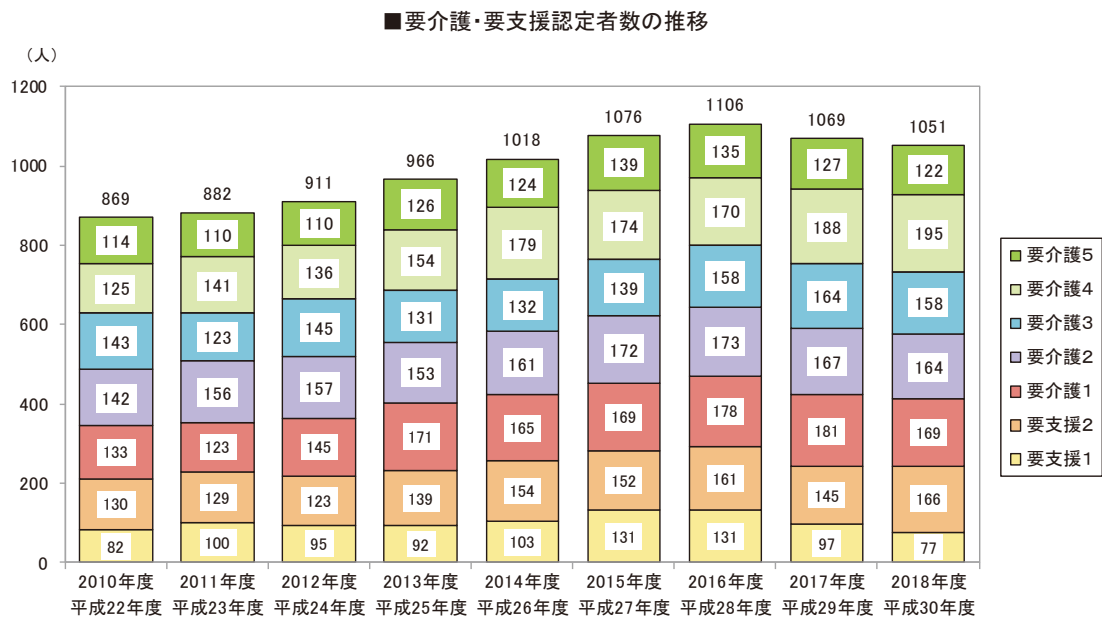
資料: 学校基本調査(各年5月1日現在)

### (3) 高齢者を取り巻く状況

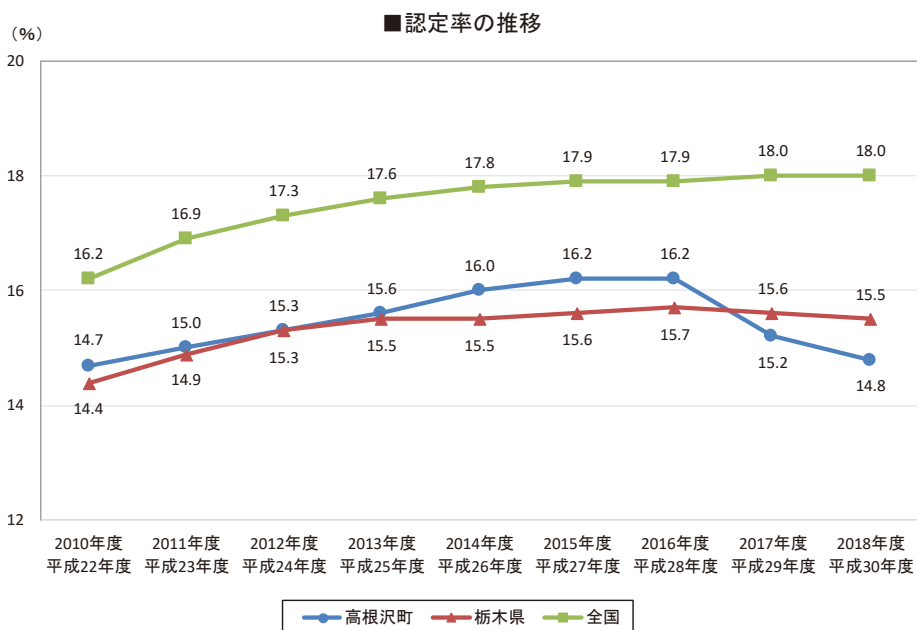
要介護・要支援の認定者は、近年概ね横ばいとなっています。

認定区分別にみると、要支援1以外で増加傾向となっています。

また、要介護認定率は減少傾向となっており、平成30(2018)年には、全国・栃木県を下回っています。



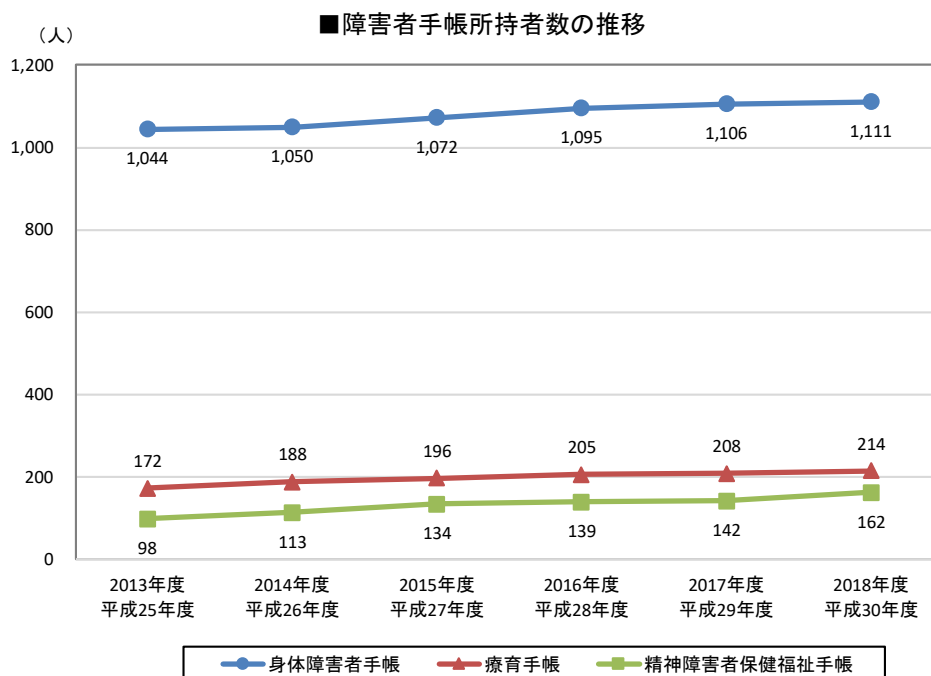
資料：平成22年度から平成27年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」、  
平成28年度から平成30年度：「介護保険事業状況報告(3月月報)」



資料：平成22年度から平成27年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」、  
平成28年度から平成30年度：「介護保険事業状況報告(3月月報)」

## (4) 障がいのある方を取り巻く状況

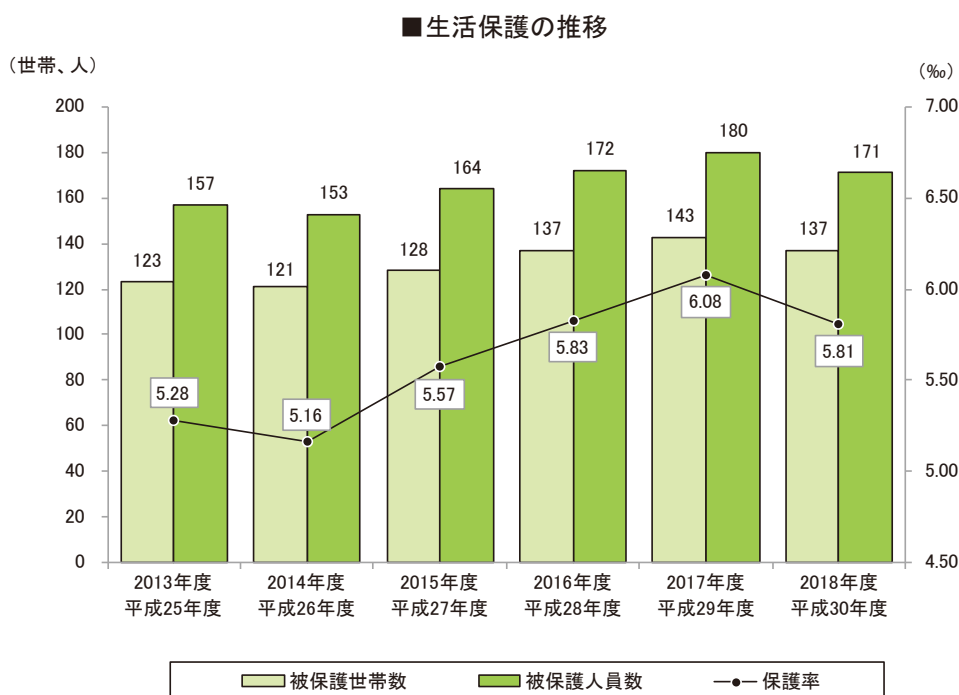
障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳ともに増加傾向にあります。



資料：障害者元気プラン

## (5) 生活保護の状況

生活保護の状況は、平成 29(2017)年まで増加傾向にありましたが、平成 30(2018)年には減少となっています。



資料：栃木県の生活保護(各年度平均)

## (6) 虐待の状況

虐待の通報件数の状況は、平成 30（2018）年に、0～18 歳で 13 件、高齢者で 2 件、障がい者で 2 件となっています。措置件数は高齢者で 1 件となっています。

		2014 年度 平成 26 年度	2015 年度 平成 27 年度	2016 年度 平成 28 年度	2017 年度 平成 29 年度	2018 年度 平成 30 年度
0～18 歳	通報件数	39	17	26	3	13
	措置件数					
高齢者虐待件数	通報件数	2	2	4	3	2
	措置件数	0	0	0	0	1
障がい者虐待件数	通報件数	—	0	2	3	2
	虐待認定数	—	0	0	0	0

※児童虐待については町に通報があった件数のみ。措置については児童相談所が行っているため計上していない。

## 2. 地域資源の現状

高根沢町における地域福祉に関する主な資源は下図のとおりです。



※施設名と提供するサービスの分野は次ページのとおり。

提供するサービスの分野	施設名
児童福祉	子育て包括支援センター（保健センター）
	子育て支援センターれんげそう
	次世代たかねざわ
	児童館きのこのもり
	児童館みんなのひろば
高齢福祉	高根沢町西包括支援センター（フローラりんくる）
	高根沢町東包括支援センター（高根沢のぞみ苑）
	家族の家ひまわり
	照和
	高根沢シルバーホーム
	高根沢のぞみ苑
	ツクイ高根沢
	デイサービスセンター木の香
	デイサービスセンターくるみ
	デイホームはな
	フローラ
	フローラりんくる
	宝夢・大空・大地
	障がい福祉
あさひ	
グランディール高根沢	
グローバルキッズメソッド宝積寺	
障害児者生活支援センターすまいる	
障害者相談支援センターいぶき	
とちぎ障害者労働自立センターゆめ	
とちの木地域障害者館フループ	
モード・ライラックあみ	
拋り所えん	
わーくりんく宝石台	
高齢福祉・障がい福祉	グループたすけあいエプロン



### 3. 各種調査等からみた課題

#### (1) 住民意識アンケート調査

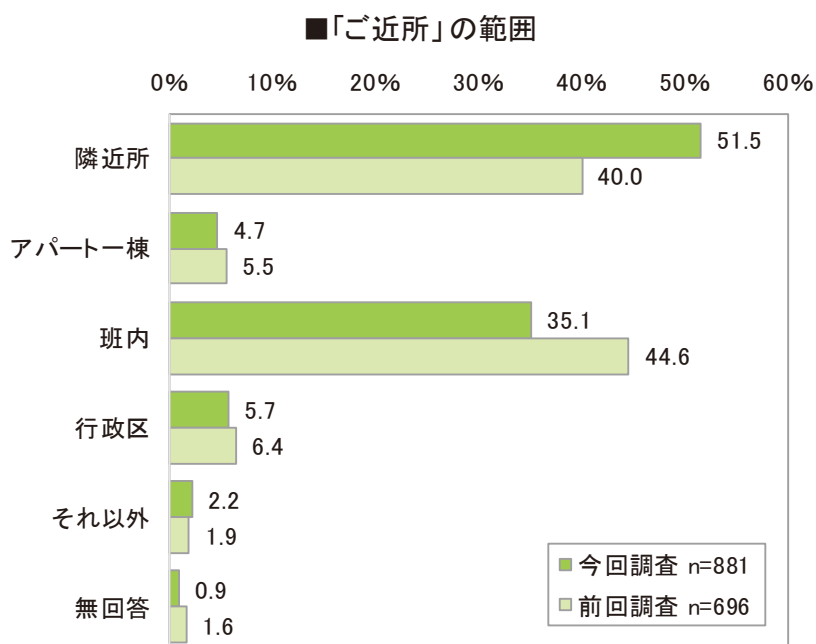
平成 30 年 10 月に高根沢町在住の 18 歳以上 2,000 人を対象にアンケート調査を実施しました。(回収率 44.1%) 10 の項目からみた課題は下記のとおりです。

##### ①回答者の属性

- 60 歳代以上が約半数となっており、平成 19 年に行った前回調査と比べると 17 ポイント以上多くなっています。
- 家族構成を年齢別にみると 60 歳代以上で「ひとり暮らし (単身)」の世帯が約 1 割、「夫婦のみ」の世帯が 3 割以上となっています。
- 高齢化、高齢者のひとり暮らし、夫婦のみの世帯に留意する必要があります。

##### ②地域について

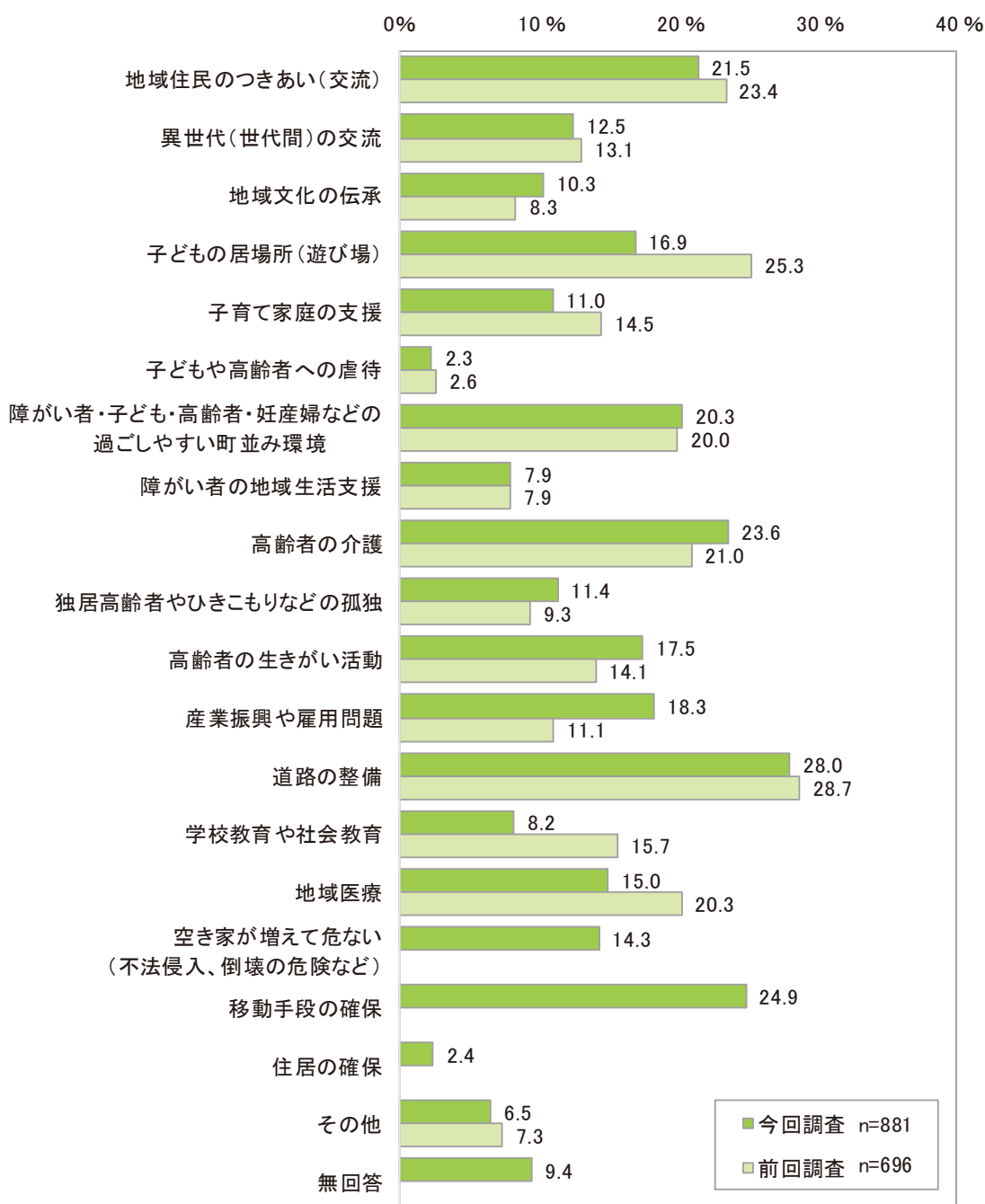
- 「ご近所」の範囲は、「隣近所」が過半数となっており、前回調査と比べると 11.5 ポイント多くなっており、「班内」は前回調査より 9.5 ポイント少なくなっています。
- 近所付き合いの程度は、「あいさつをする程度の付き合い」が最も多くなっており、前回調査と比べると 6.1 ポイント多くなっています。また、「ほとんど付き合いはない」が前回調査と比べると 5.0 ポイント多くなっており、「関わる機会がないから」理由が過半数を占めています。
- 今後の近所付き合いについては、「現状のままでよい」が 8 割以上となっていますが、日常の声かけなどできることから少しずつ行動できるよう促進することが必要です。



### ③地域における生活上の課題について

- 地域に生活上の課題を抱える人の認知度は、「知らない」が7割以上と多くなっているため、困っている人のことを“我が事”ととらえられる意識の醸成が必要です。
- 住んでいる地域にある生活課題については、「道路の整備」が最も多く、次いで「移動手段の確保」、「高齢者の介護」、「地域住民の付き合い（交流）」、「障がい者・子ども・高齢者・妊産婦などの過ごしやすい町並み環境」の順に多くなっています。

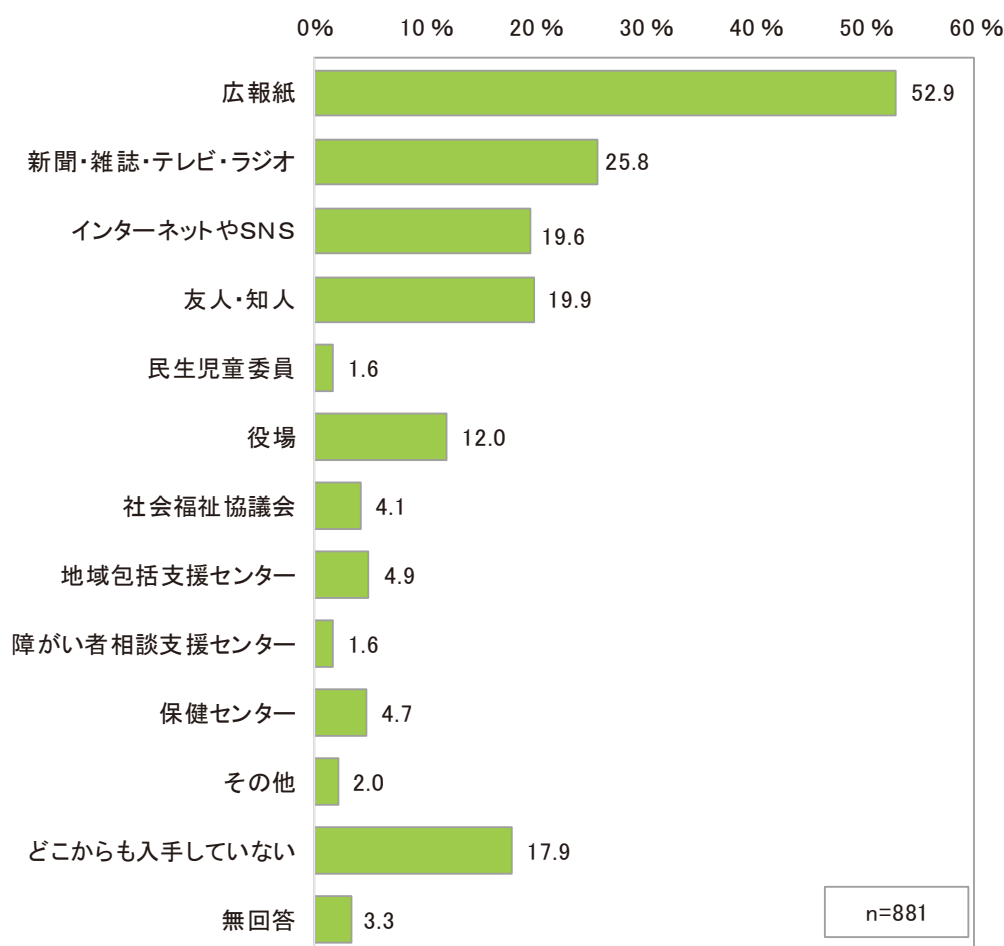
■住んでいる地域にある生活上の課題



#### ④日常生活での困りごとや相談、福祉情報について

- 日々の暮らしの中での困りごとなどについては、「収入（生計）が不安」、「庭・田畑の管理（草刈など）ができない」、「買い物や通院などの外出が不便」の順に多くなっています。
- 相談先としては、「役場」に相談する人はある程度いるものの、民生児童委員や社協等、他の相談機関は少ないのが現状です。相談機関の周知とともに、困りごとの解決は行政や関係機関に限らず地域での助け合いが必要という認識があることから、様々な分野で“まるごと”解決できる仕組みづくりが必要です。
- 福祉サービスに関する情報の主な入手先は、「広報紙」が最も多く、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」、「友人・知人」、「インターネットや SNS」の順に多くなっています。「広報紙」のさらなる充実に加え、ホームページや SNS 等の多様な情報発信を充実していくことが必要です。

■福祉サービスに関する情報の主な入手先

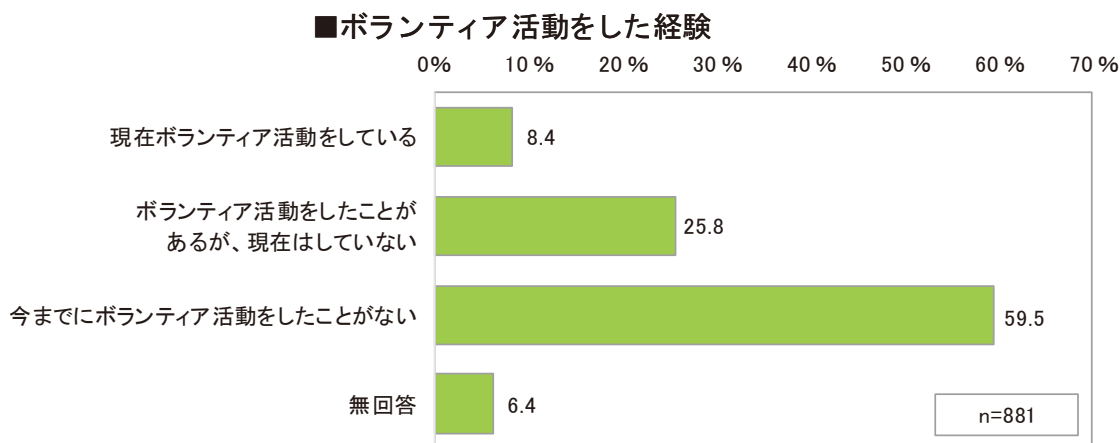


#### ⑤福祉事業について

- 福祉のイメージは、「高齢者」が最も多く、次いで「介護」、「障がい者」の順に多くなっており、福祉はまだ特別な人のものという意識がうかがえます。福祉は高根沢町の住民すべてに関わるものであるという意識啓発が必要です。
- 福祉サービスを利用しない理由は、「制度や仕組みがよくわからない」が約7割を占めていることから、サービスなどの情報提供、周知方法の再検討が必要です。

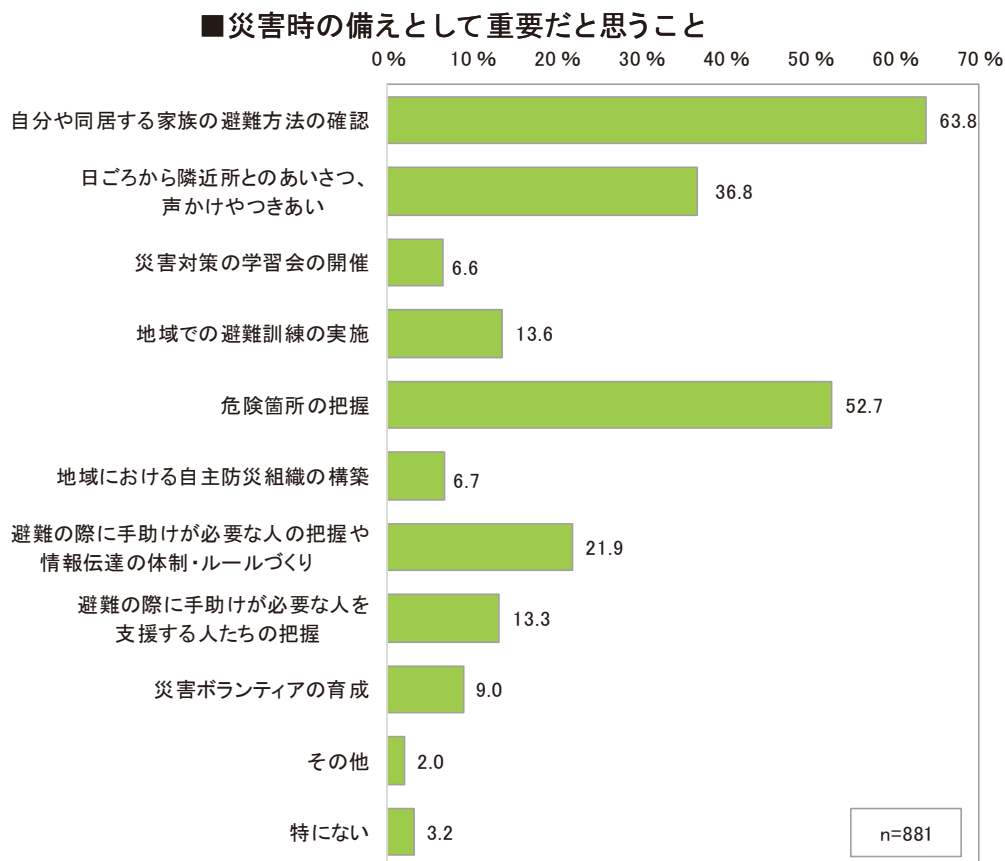
## ⑥ボランティア活動について

- ボランティア活動をした経験については、「今までにボランティア活動をしたことがない」が約6割で最も多くなっています。
- ボランティア活動をしたことがない理由として、「どのような活動があるかわからなかったから」という意見が多いことや、ボランティアを推進するために必要なことは、「ボランティアの募集や活動などの情報の受発信」が最も多いことから、きっかけをつくるための情報提供について再検討が必要です。



## ⑦災害時について

- 災害発生時に気になる人については、「知らない」が約4割となっています。災害時の備えとして重要だと思うことは、「避難方法の確認」「危険箇所の把握」「日ごろから隣近所とのあいさつ、声かけやつきあい」の順に多くなっています。



### ⑧地域での自殺対策に関することについて

- 地域での自殺対策や自殺対策基本法については、知らない方が多いため、情報提供が必要です。
- 自殺を減少させるためには、相談機関の充実や心の健康づくりの推進等が求められています。

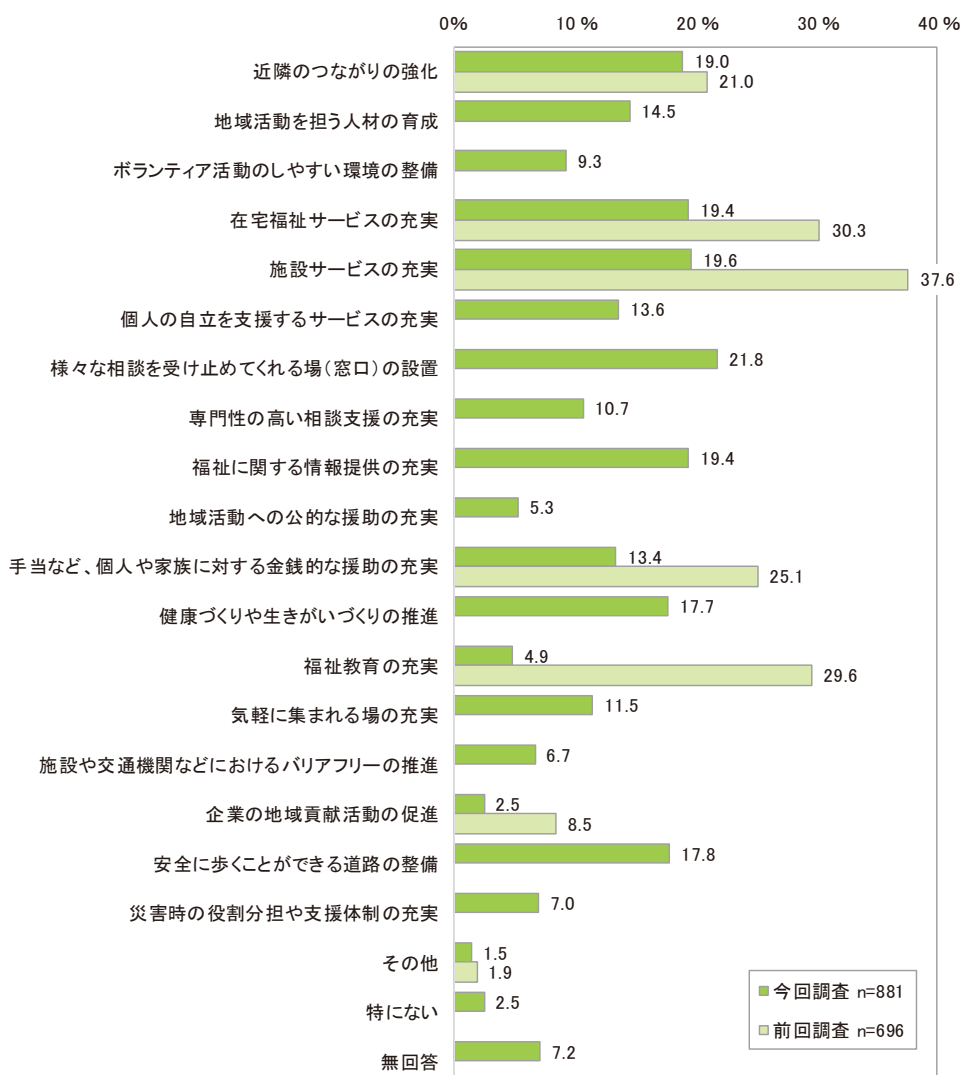
### ⑨高根沢町社会福祉協議会（社協）について

- 高根沢町社会福祉協議会（社協）の認知度は、「知らない」が約3割となっています。社協が積極的に取り組むべき事柄については、「地域の支え合い、見守り活動」が約4割と最も多いことから、地域福祉を推進する重要な担い手としての活躍が期待されています。

### ⑩これからの「福祉」のあり方について

- これからの地域における「福祉」を担う主体については、「福祉や地域のことは、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」が4割以上で最も多くなっています。
- 高根沢町の福祉の向上に必要な取り組みは、「様々な相談を受け止めてくれる場（窓口）の設置」が最も多く、次いで「施設サービスの充実」、「在宅福祉サービスの充実」、「福祉に関する情報提供の充実」の順に多くなっており、公助として相談体制、福祉サービス、情報提供の充実が求められています。

■高根沢町の福祉の向上に必要なと思う取り組み



## (2) 地区懇談会

平成 30 年 10 月に町内の 6 小学校区において、住民の方の日々の困りごとや日頃感じていること等を計画に反映するために地区懇談会を実施しました。

「住民ワーキンググループ」のメンバーによる司会進行のもと、11 項目について、付箋に書いていただき、その内容について発表・補足等を行いました。ご意見の主な内容は下記のとおりです。

### ①高齢者について

○ひとり暮らしや夫婦のみの世帯への支援や認知症への対応、サービス等の情報提供の充実。

### ②子どもについて

○少子化についての懸念。

### ③障がいについて

○障がい者の活動の場やサービスの充実、保護者が亡くなった後の不安。

### ④教育について

○親（保護者）が学ぶ機会の必要性。

### ⑤安全と災害について

○防災無線等の充実や災害時要援護者のサポート。

### ⑥医療について

○往診、訪問等の地域医療の充実。

### ⑦環境について

○空き家についての対応、生活環境悪化への懸念。

### ⑧雇用について

○雇用の場の増加。

### ⑨地域行事について

○地域のつながりの希薄化への懸念、人材不足や地域活動等への参加者の減少。

### ⑩交通について

○デマンド交通「たんたん号」の充実、交通の危険性やマナーの悪さへの懸念。

### ⑪その他について

○情報不足への懸念、情報発信・共有の重要性、制度のはざまにある新たな問題への懸念。

### (3) 若者アンケート

平成 31 年 1 月に、若い世代の方の日々の困りごとや日頃感じていること等を計画に反映するために高校生と子育て世代に地区懇談会同様の 11 項目についてアンケート調査を実施しました。ご意見の主な内容は下記のとおりです。

#### ①高齢者について

○ひとり暮らしや夫婦のみの世帯への対応、生きがい創出の場や介護施設の充実。

#### ②子どもについて

○子育て関連サービスや相談体制、子どもの遊び場の充実。

#### ③障がいについて

○サービスの充実、事業者や人員の不足、将来や生活への不安、障がい者と家族の孤立や偏見。

#### ④教育について

○情報提供の不足や経済的な不安。

#### ⑤安全と災害について

○インフラの整備、防災情報の提供、災害時要援護者の対策、交通マナー悪化や犯罪への懸念。

#### ⑥医療について

○町内に専門の受診科がない。交通が不便で通院が困難。

#### ⑦環境について

○空き家など管理者不在の場所の増加、地域の環境維持が困難、環境悪化の懸念。

#### ⑧雇用について

○雇用の場の増加。

#### ⑨地域行事について

○地域のつながりの希薄化、地域の人材不足、イベント等の実施、情報提供。

#### ⑩交通について

○デマンド交通「たんたん号」や公共交通の充実。

#### ⑪その他について

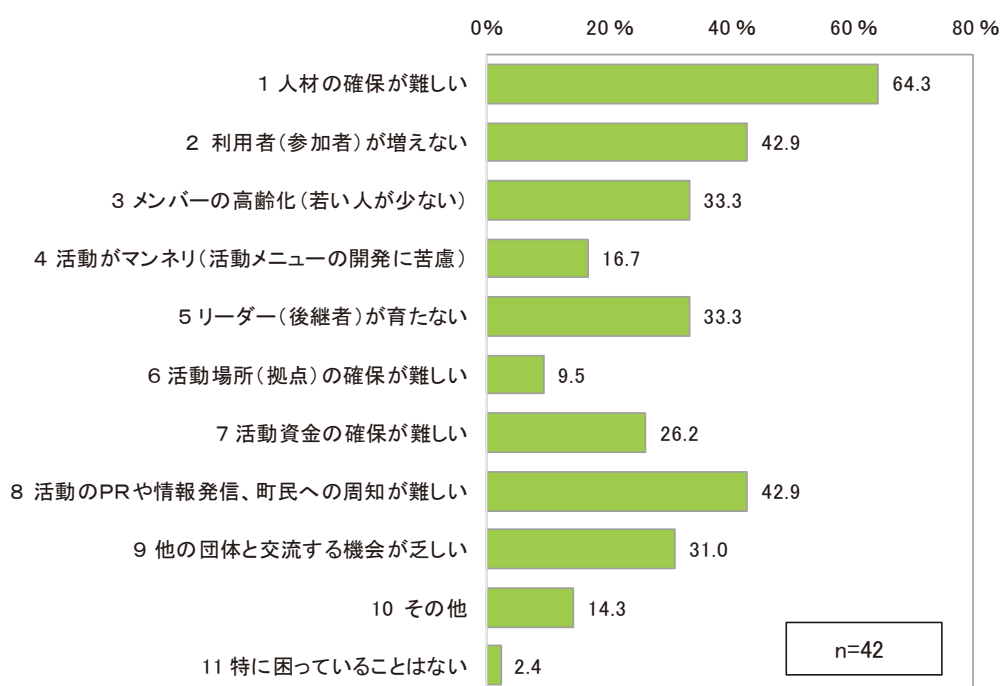
○町の情報発信、商業施設の増加やインフラ整備。

## (4) 関係団体ヒアリング

高根沢町で活動する団体に対し、ヒアリングシート配布とヒアリング形式（参加団体：18団体）による高根沢町の地域福祉に関する課題把握と課題解決についてのアイデアをいただきました。

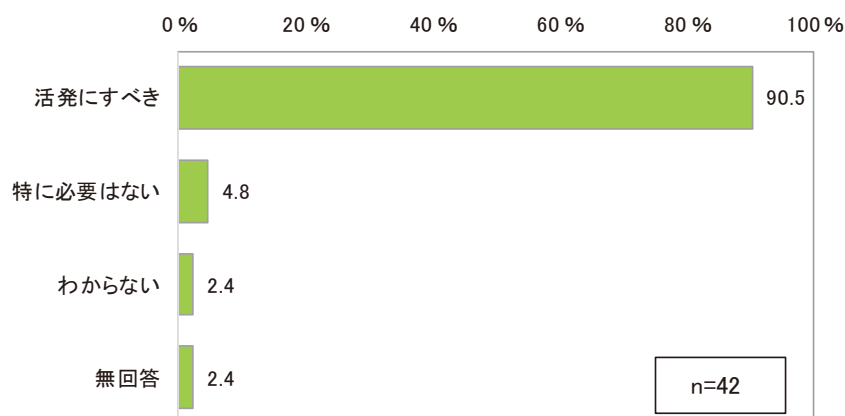
### ◆ 活動や運営にあたっての課題について（ヒアリングシートより）

- 「人材の確保が難しい」が最も多く、次いで「利用者（参加者）が増えない」と「活動のPRや情報発信、町民への周知が難しい」、「メンバーの高齢化（若い人が少ない）」と「リーダー（後継者）が育たない」、「他の団体と交流する機会が乏しい」の順に多くなっています。



### ◆ 団体同士の連携、地域のネットワークの形成について（ヒアリングシートより）

- 「活発にすべき」が約9割となっています。





## ◆ 地域における課題の中で特に課題と考えること（グループヒアリングより）

### ①高齢者について

- 居場所にどう参加してもらうかが課題。もっと居場所に行きたいという人も多いが、移動手段がない場合も多い。
- 元気な高齢者が楽しく生活できるような支援する事業が必要。
- できることから見守り、つながれるとよい。
- シルバー人材センターの会員の減少・高齢化が進んでいるため、仕事の依頼があっても、対応できていない。

### ②障がい者の社会参加について

- ボランティアの確保に苦労している。
- 障がい者の参加者が増えない。PR したいが、クチコミが一番よいと思う。来てくれた人が周りの人に PR してくれるのがよいと思う。
- 「人の目が気になる」という障がいの特性もあり、理解する必要がある。
- 地域に埋もれている障がい者がいる。

### ③地域全体での子育て支援

- 子育て家庭は保護者同士のつながりが少なく、高齢者とのつながりも少ない。元気な高齢者の方にボランティア等をお願いできるのではないか。
- ひとり親家庭の会員の中には「助けられる」だけでなく、「助ける」ことができる家庭もある。
- 子育て世代は悩みが多いのに集まりに参加したり、意見を出せない人もいる。

### ④生活困窮者の問題について

- 支援の制度があっても知らない人が多い。制度を知ってもらい、利用してもらいたい。
- リサイクル等を活用しながら、使えるものは生活困窮者などへの提供等を進めたい。
- 子ども食堂を実施しているが、予約がすぐに埋まってしまう。制度を必要としている生活困窮者に届いているのか。

### ⑤地域のつながりや近所付き合いの希薄化

- 町全体で人と人のつながりが希薄化している。
- 地域のキーマンが必要。
- モデル的な地域の活動を知ってもう機会があるとよい。
- 地域に色々な施設が散らばっているが、本来は、垣根を越えて、子どもも障がい者も高齢者も地域にすることがよい。
- サロン活動などを実施しており、地域の拠点として位置づけていきたい。

### ⑥買い物や通院などの外出について

- 独居の方のお宅を訪問し見守りを行っているが、買い物に連れて行ってもらいたいという要望が多い。

- 買い物難民が多いので食料や日用品の移動販売車を考えている。

#### ⑦相談体制の充実について

- 気軽に相談できる場所も少ない。出前相談もできたらいい。

#### ⑧情報提供の充実について

- 虐待やDVの知識を地域でどうフォローしていくのか、周知・意識啓発していく必要がある。
- 広報を職業とされている方に活動に参加してもらえることをめざしたい。

#### ⑨災害時における助け合いについて

- 防災に対する意識が薄い。意識づくりのために自主防災会を立ち上げ、ガイドブックを作っ  
て配布している。人づくりの意識を高めてもらいたい。
- 今後、福祉避難所の開設の準備を進めたい。

#### ⑩就労が困難な方への支援について

- 支援機関と連携し、社会に出るための訓練を実施している。
- 若者や障がい者などの自立支援として、事業者や農家で就労支援の受け入れを行っている。

#### ⑪我が事丸ごとの意識の醸成

- 福祉に対する意識啓発が必要。
- 人生100年時代、多様なライフスタイルに合った個々の対応が必要となる。安心して生活  
できる仕組みが必要。
- 「見守りや散歩の途中でも声をかけてください」と言っているが、声がかからない。

### ◆ 課題に対する解決方法の検討

関係団体ヒアリングでは、高根沢町の地域福祉に関する主な課題の解決方法について  
てもご意見をいただきました。ご意見の主な内容は下記のとおりです。

#### 【地域福祉を推進するためのアイデア】

- 色々な個所に椅子を置いてもらおうと、高齢者が元気で歩いてくれる。ポケットパーク構想、  
ベンチ、まちの縁側はぐくみプロジェクト「ベンチづくりプロジェクト」等はどうか。
- ボランティアだけではなく、ある程度の報酬、楽しみが必要。お昼までやってもらえば給食  
を提供できる。
- 小学校区でひとつずつ、コミュニティの拠点があるとよい。拠点に情報と人が集まれるよう  
な仕組みづくりができるとうい。
- ボランティアをやりたい人は多くてもコーディネートできる人が必要。様々な分野の人にボ  
ランティアに参加してもらおうとよい。

## (5) 子育て世代アンケート(子ども子育て支援事業計画ニーズ調査より抜粋)

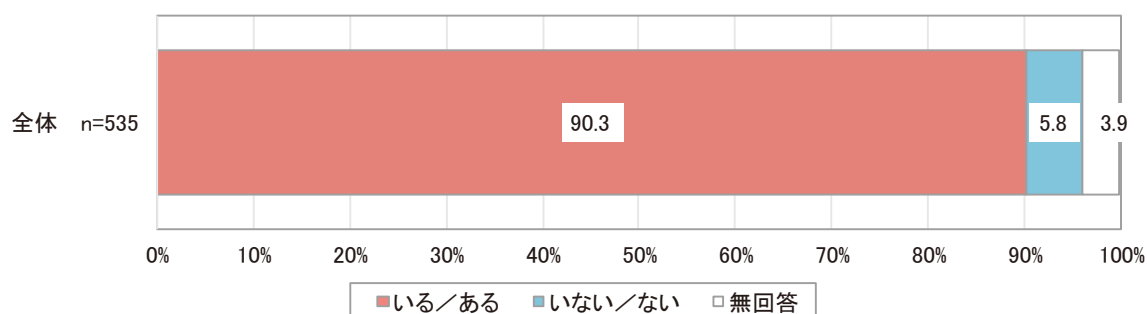
平成31年1月に「第二期高根沢町子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため、町内在住の就学前児童と小学校の児童の保護者に対し、アンケート調査を実施しました。

その中の地域福祉に関する項目について下記のとおりです。

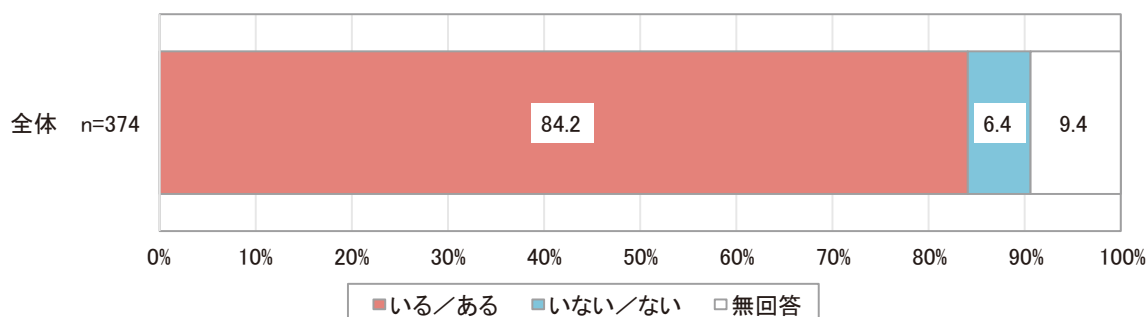
### ①相談できる人や場所の有無について

○相談できる人や場所がある方が大半ですが、「いない/ない」が“就学前”で5.8%、“小学生”で6.4%となっています。

#### 【就学前】



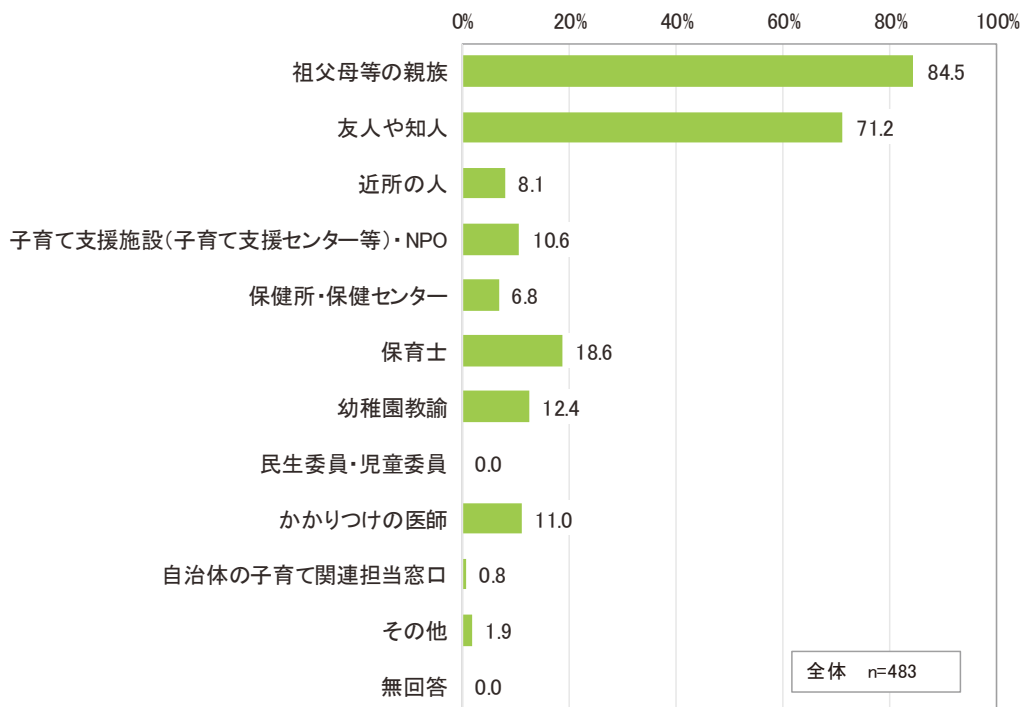
#### 【小学生】



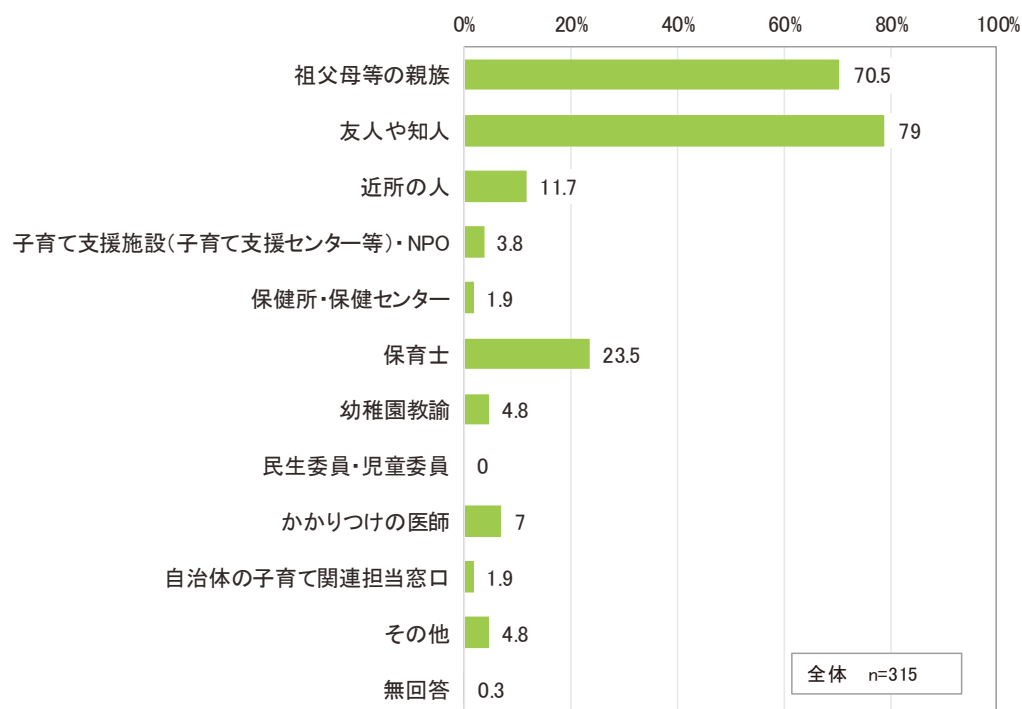
## ②相談先について

○相談先で、「近所の人」が“就学前”で 8.1%、“小学生”で 11.7%となっています。「民生委員・児童委員」は“就学前”、“小学生”ともに 0.0%となっています。

### 【就学前】



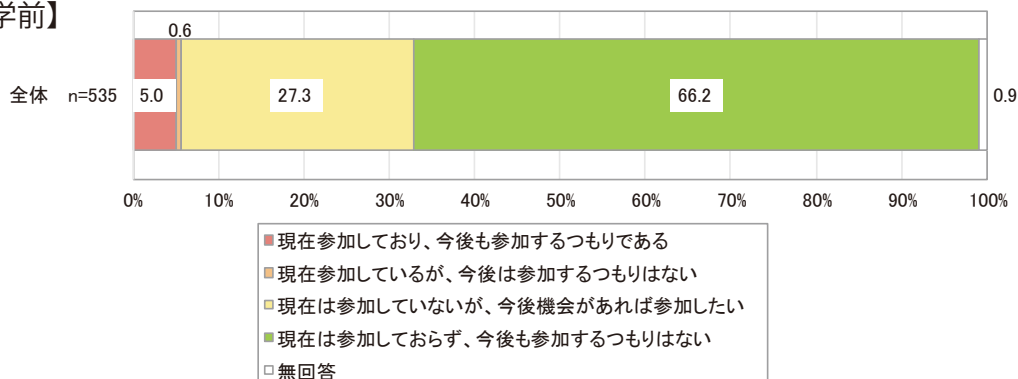
### 【小学生】



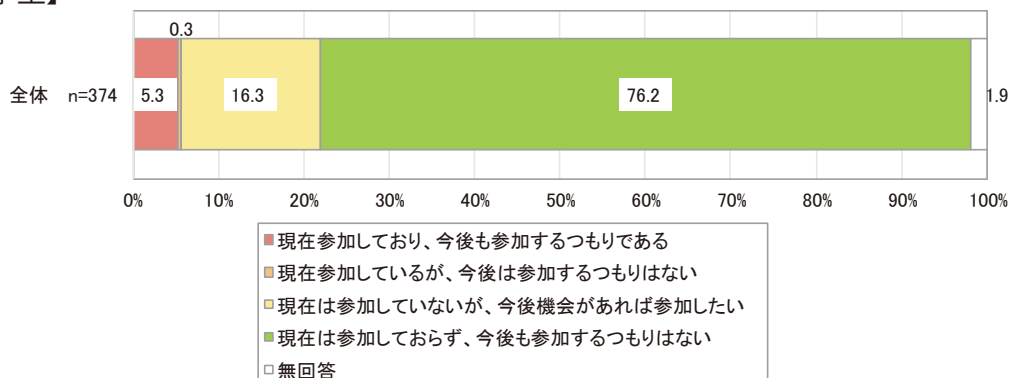
### ③子育てサークル等の参加状況について

○子育てサークル等に、「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」が“就学前”で27.3%、“小学生”で16.3%となっています。

#### 【就学前】



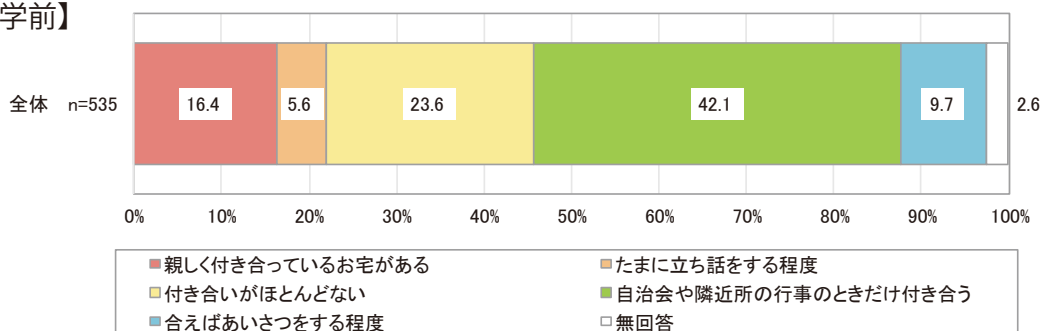
#### 【小学生】



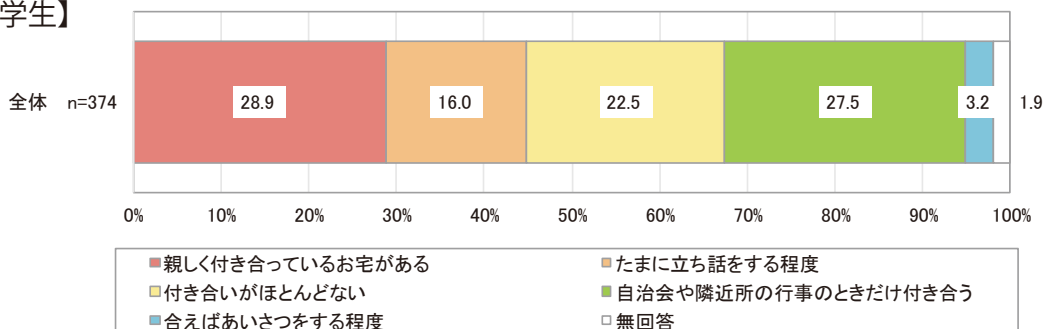
### ④近所付き合いについて

○近所付き合いについては、“小学生”に比べ“就学前”で付き合いが希薄になっています。

#### 【就学前】



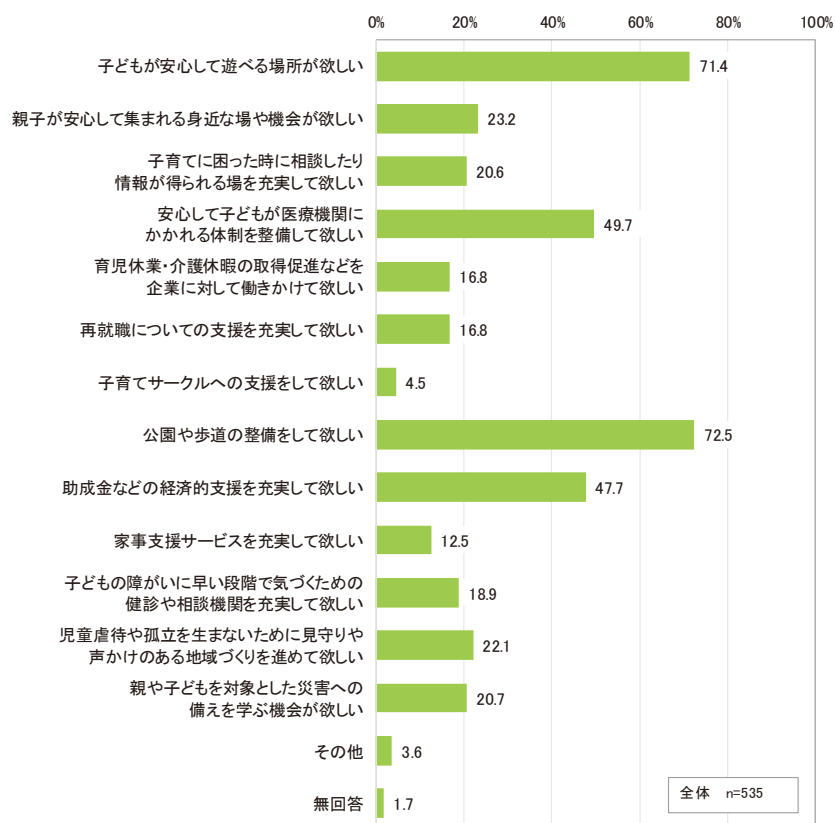
#### 【小学生】



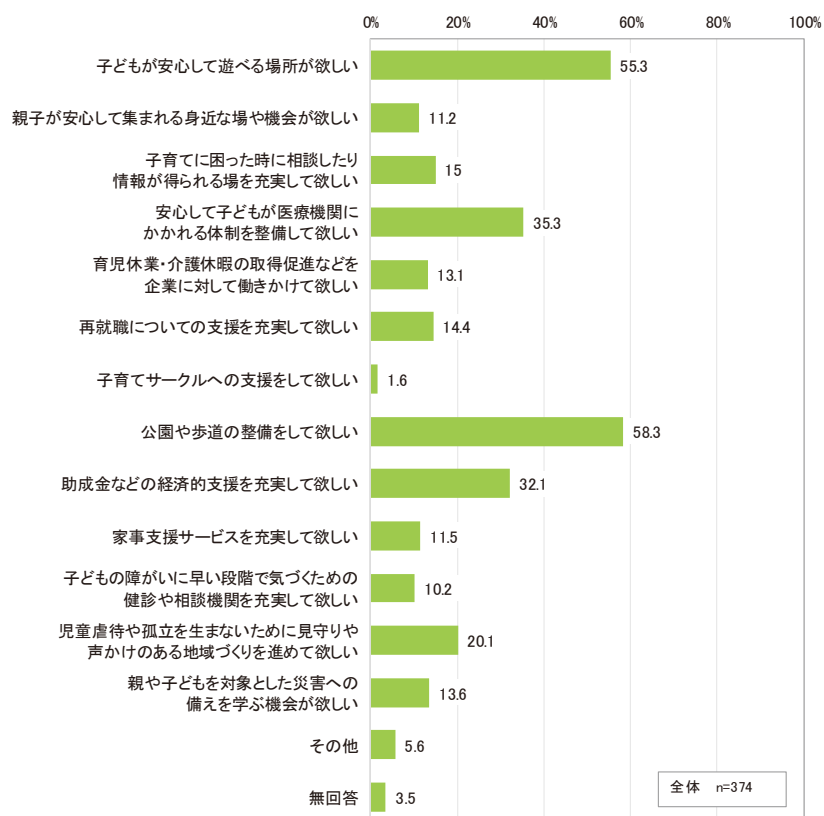
## ⑤力をいれてほしい子育て支援について

○力をいれてほしい子育て支援について、「児童虐待や孤立を生まないために見守りや声かけのある地域づくりを進めて欲しい」が“就学前”で 22.1%、“小学生”で 20.1%となっています。

### 【就学前】



### 【小学生】



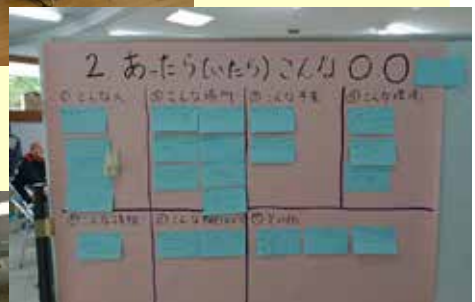
## 4. 高根沢町の地域福祉に関する主な課題

各種調査等からみた課題をまとめると、高根沢町の地域福祉に関する主な課題は下記のとおりです。

- 課題1. ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯への対応
- 課題2. 障がい者の社会参加
- 課題3. 地域全体での子育て支援
- 課題4. 生活困窮者の問題
- 課題5. 地域のつながりや近所付き合いの希薄化
- 課題6. 買い物や通院などの外出
- 課題7. 相談体制の充実
- 課題8. 情報提供の充実
- 課題9. 災害時における助け合い
- 課題10. 就労が困難な方への支援について
- 課題11. 命を守る仕組みづくり（自殺対策）
- 課題12. 我が事丸ごとの意識の醸成



～ 地区懇談会の様子 ～



## 第3章 計画の基本的考え方

### 1. 計画の基本理念

「地域共生社会」の実現をめざし、本計画では、基本理念を次のとおり掲げます。

支えあい みんながつながる 高根沢



### 2. 計画の基本目標

基本理念のもと、以下の3点を本計画の基本目標として掲げ、地域福祉の総合的な推進を図ります。

基本目標1 みんなでつながり支え合うまち

基本目標2 いくつになっても安心・安全 住んで楽しいまち

基本目標3 適切な支援につなぐ仕組みづくり



### 3. 施策体系

基本理念と基本目標の実現をめざして展開する施策体系は以下のとおりです。

基本理念 支えあい みんながつながる 高根沢	
基本目標 1 みんなでつながり支え合うまち	P29 の課題
1. 一人ひとりの意識の向上	課題 3・5・9・12
2. 福祉教育の推進	課題 3・5・11・12
3. 地域福祉の担い手の確保と育成	課題 3・5・9
4. つながり・つながることの大切さ	課題 1・3・5・11・12
5. 地域活動の促進	課題 5・9
基本目標 2 いくつになっても安心・安全 住んで楽しいまち	
1. 相談窓口の充実	課題 7
2. 情報提供の充実	課題 8
3. 住みやすい生活環境の整備	課題 1・2・3・6
4. 災害対策の支え合いづくり	課題 9
5. 防犯・安全対策の充実	課題 1・3・5・6
基本目標 3 適切な支援につなぐ仕組みづくり	
1. 高齢者、障がい者、子育て支援の充実	課題 1・2・3
2. 生活困窮者、就労が困難な方等への支援の充実	課題 2・4・10
3. 権利擁護の推進	課題 1・2・10
4. 福祉サービスの充実	課題 1・2・3・4

## 第4章 施策展開と実施体制

### 基本目標1 みんなでつながり支え合うまち

- 地域共生社会の実現をめざすためには、地域住民同士の支え合い・助け合いが必要です。
- 住民意識アンケートにおいても、高根沢町の福祉の向上に必要な取り組みとしては、「近隣のつながり」を求める意見が19.0ポイントと、全体で5番目に多くなっています。

#### 【重点事業】

町	◎高齢者等の居場所づくり、活動の活性化等のための支援について検討します
---	-------------------------------------

#### 【目標値】

高齢者の地域の居場所 14カ所（令和元年度） ⇒ 20カ所（令和6年度）
---

# 1. 一人ひとりの意識の向上

## 【現状と課題】

- 住民意識アンケートにおいて、福祉のイメージから、福祉はまだ特別な人のものという意識がうかがえます。福祉は高根沢町の住民すべてに関わるものであるという意識啓発が必要です。
- 住民意識アンケートにおいて、地域に生活上の課題を抱える人を知っているかとの質問には、「知らない」が7割以上と多くなっています。地域において困っている人のことを“我が事”ととらえられる意識を持つことが大切であることから、“我が事”ととらえる意識の醸成が必要です。

## 【主な取り組み】

- 町民一人ひとりの福祉に対する意識の向上をめざします。
- 町民が福祉に気軽に参加できるような機会の充実をめざします。

## 【それぞれの役割】

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「福祉」に関心を持ちましょう</li> <li>○身の回りの困っている人のことを他人事ではなく“我が事”ととらえられるようになりましょう</li> </ul>	町民
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従業員やメンバーに福祉に対する取り組みを啓発しましょう</li> </ul>	事業所、団体
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「福祉」にふれあう機会を増やすため、生活支援事業で取り組まれている生活支援協議体や、住民向けのイベントや講習会を実施します</li> <li>○町民が参加できる場を増やす取り組みをボランティアセンターや住民活動サポートセンターにおいて実施します</li> </ul>	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町民の方に福祉に関心を持ってもらえるような啓発や仕組みづくりに取り組みます</li> </ul>	健康福祉課

## 2. 福祉教育の推進

### 【現状と課題】

- 町や社協において、生活や学習の中で福祉を学ぶ「福祉教育」を通して様々な立場の人がお互いを理解する「相互理解」の推進をしていますが、関係団体ヒアリング等のご意見からも障がいがある方への正しい理解や福祉は他人事との意識が根強くあるため、様々な世代に合わせた福祉教育を推進していくことが必要です。
- 障がいや引きこもり等の問題に、当事者や家族でない方が関わる機会が少ないため、知る機会をつくり、関わるきっかけづくりをしていくことが必要です。

### 【主な取り組み】

- 人の多様性を知る機会を持ち、大人も子どもも多様性を大切にし、相手を思いやる心を育てる教育をしていきます。
- 障がいや引きこもり、マイノリティー（社会的少数者）等に対する理解を進めるために、様々な世代に合わせた福祉教育の充実をします。



～ 福祉教育の様子 ～



～ 障がい児者サポーター養成講座の様子 ～



【それぞれの役割】

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種交流事業への参加やボランティア参加をして福祉への理解を深めましょう</li> <li>○福祉に対する色々な情報、事柄に意識を向けるようにしましょう</li> <li>○福祉の課題を身近に感じ、早いうちから学びの機会に参加しましょう</li> </ul>	町民
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉に取り組む事業所、団体は積極的に福祉教育に取り組みましょう</li> <li>○企業などは福祉に関心を持ち、従業員に対して福祉教育の機会をつくりましょう</li> </ul>	事業所、団体
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小・中・高校における福祉教育のコーディネートを行います</li> <li>○地域や企業に対しての福祉教育を推進します</li> <li>○高齢者と保育園児の交流会や、障がい児とボランティアの交流会など世代や立場を超えた交流の場をつくり、相互理解を深めるきっかけをつくります</li> </ul>	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○すべての子どもに学ぶ機会を与え、お互いを尊重する心や社会性の育成を図るため、社会道徳や人間関係づくりのための活動を実施します</li> </ul>	学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町民の方々に対して福祉を知る機会や関わるきっかけづくりを行います</li> </ul>	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町職員に対して福祉教育の機会をつくります</li> </ul>	総務課

### 3. 地域福祉の担い手の確保と育成

#### 【現状と課題】

- 地区懇談会や関係団体ヒアリングにおいて、福祉の担い手不足が課題としてあがっていました。
- 住民意識アンケートにおいて、地域福祉を推進する重要な担い手である社協について知らない方が多くなっています。地域での中心的な役割を担うことで認知度を高めていくことが求められています。
- 町では幅広い年代層を対象とした生涯学習事業の推進を図ってきましたが、人材育成については、学んだことを活かす場が不足しています。

#### 【主な取り組み】

- 社協はボランティアセンターを通じて地域の担い手づくりや担い手の活動を活発にします。
- 担い手不足解消に向けて、“人財”バンク的な機能づくりに努めるとともに、生涯学習において学んだことを活かす場の創出を図ります。
- 社協の認知度向上をめざします。



～ サマーボランティアの様子 ～





【それぞれの役割】

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアに登録し、ボランティアセンターの講座等に積極的に参加しましょう</li> <li>○地域の担い手として活躍しましょう</li> </ul>	町民
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所や団体の持てる知識や経験を活かして、人材育成に協力しましょう</li> <li>○従業員やメンバーへ地域活動への参加を促しましょう</li> <li>○把握している福祉の情報を社協や町に提供しましょう</li> </ul>	事業所、団体
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアセンターや志民活動サポートセンターを通じて、地域の担い手の育成に努めます</li> <li>○登録したボランティアが活動しやすいようコーディネートします</li> <li>○小さなことからボランティア活動に取り組めることを周知します</li> <li>○従来の「たかねざわ社協だより」や「ホームページ」を通じて社協の活動を周知することと合わせて、新たな周知方法を研究します</li> <li>○中学校区ごとに設置した生活支援協議体の活動を活発にし、地域の担い手発掘に力を注ぎます</li> </ul>	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社協への支援・連携を行うとともに、地域福祉の担い手の育成に努めます</li> </ul>	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学びと人材育成事業で、幅広い年代を対象に楽しみながら福祉について学び、学んだことを活かせるような場の設定をし、“人財”バンク的な機能を有効活用できるようにします</li> </ul>	生涯学習課

～ 日赤ボランティア炊き出しの様子 ～



～ 災害ボランティア（台風 19 号佐野市派遣）の様子 ～

## 4. つながり・つながることの大切さ

### 【現状と課題】

- 住民意識アンケート調査において、近所の人との付き合いは、若い世代で「ほとんど付き合いがない」が多くなっており、「関わる機会がないから」といった理由で希薄になっています。今後の付き合いも「現状のままでよい」といった回答が多いですが、日常の声かけなどできることから少しずつ行動できるよう促進することが必要です。
- 多様化・複雑化していく町民ニーズや地域課題に対して、行政だけで対応していくことが難しくなっています。住民意識アンケート調査において、「福祉や地域のことは、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべき」とわかっていながらも、なかなか実行できていないことから、協働の仕組みづくりが必要です。
- 地区懇談会やワーキンググループにおいて、地域・近所との関係が希薄化している高齢者や近所で孤立化している高齢者への見守り体制ができていない、つながりのない人への働きかけが難しいといった課題があがっていました。
- 近年、自殺者は増加傾向にあります。地域で大事な命を守っていくために、人と人とのつながりが重要です。
- 社協が積極的に取り組むべき事柄については、「地域の支え合い、見守り活動」が最も多くなっていることから、今後も地域での中心的な役割での活躍が期待されています。

### 【主な取り組み】

- 日頃からの近所付き合いを大切に、「お互い様」の関係をづくります。
- つながり・つながることの大切さを、自治会単位で考えていきます
- 福祉活動の場で協働の実践を行い、地域福祉を推進します。
- 自治会加入者を増やし、住民同士のつながりを強化します。



## 【それぞれの役割】

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○つながり・つながることの大切さを認識しましょう</li> <li>○ご近所で声をかけあいましょう</li> <li>○自治会に加入し地域行事に積極的に参加しましょう</li> </ul>	町民
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用できる施設情報などを地域に提供し、交流の場をつくりましょう</li> </ul>	事業所、団体
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近所の見守りや助け合いを推進するため、第2層生活支援協議体で地域の課題を整理し、見守り体制について協議します</li> <li>○地域見守り協定事業所と連携した見守り体制を整備します</li> <li>○地域の居場所や地区座談会などで、福祉団体組織と住民をつなげる機会をつくり相互理解を深めます</li> <li>○「つながり」の入り口としてあいさつ運動を推進します</li> </ul>	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生児童委員や地域見守り協定事業所と連携しながら、孤立化の防止と見守り体制の強化を図ります</li> </ul>	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社協と連携しながら、第1層生活支援協議体で地域の見守り体制や連携体制について課題を整理します</li> </ul>	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒のあいさつ運動を推進します</li> </ul>	生涯学習課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭ごみの搬出が困難な高齢者世帯等を訪問し、ごみの収集を行うことで安否の確認をします</li> </ul>	環境課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会加入者を増やし、地域の中でのつながりをつくる取り組みを支援します</li> </ul>	総務課

## 5. 地域活動の促進

### 【現状と課題】

- 住民意識アンケート調査において、ボランティア活動をした経験については、「今までにボランティア活動をしたことがない」が約6割で最も多くなっており、ボランティア意識は薄いといった状況です。ボランティア活動の未経験の理由として、「どのような活動があるかわからなかったから」とあることや、ボランティアを推進するために必要なことは、「ボランティアの募集や活動などの情報の受発信」が最も多いことから、きっかけをつくるための情報提供について再検討が必要です。
- 地区懇談会やワーキンググループにおいて、地域活動に関してコミュニケーションの場が少なく、交流が図れないため地域に集いの場を設け、集いの場を通じた地域づくりをしていく必要があります。また、商工会、ちよつ蔵広場、図書館、福祉センター等、地域活動として活用できる場所はあるが、使えることを知らない方も多いといった課題があがっています。
- 地域役員の引き受け手がいない、新規加入者や若い人の参加が少なく自治会等の世代交代が難しい、行事やイベントは色々あるが、参加者が少ないといった問題もあります。
- 高齢者は増加していますが、高齢者が地域で活動しているシニアクラブの会員が減少していることから、地域がさらに元気になるためには会員の増強が望まれます。
- 高齢者の集いの場（地域の居場所）の一つである「ふれあいいいききサロン」は設置が進められていますが、14カ所とまだまだ少ない状況となっています。

### 【主な取り組み】

- ボランティアセンターを充実し、ボランティア活動を活発にします。
- 家先や街中にベンチを設置したり個人のオープンガーデン等、地域にあるものを活かした集いの場の設置を推進します。
- 各種イベントの開催や地域活動やサークル活動を通して地域の中心となる人物の育成を支援し、誰もが活躍できるまちづくりをします。

【それぞれの役割】

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアに登録し、ボランティアセンターの講座等に積極的に参加しましょう（再掲）</li> <li>○自らが地域活動の情報に敏感になり、クチコミで情報を広げてみましょう</li> <li>○地域のイベントや地域福祉活動の企画、サークル活動に積極的に参加してみましょう</li> <li>○家先に椅子を置いてみるなど、簡単にできることから集いの場をつくってみましょう</li> <li>○自分の住む地域の居場所に行ってみましょう</li> </ul>	町民
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従業員やメンバーにボランティア活動や地域活動への参加を促しましょう</li> <li>○地域イベントの企画に積極的に参加してみましょう</li> <li>○所有スペースに椅子を置いてみるなど、簡単にできることから集いの場をつくってみましょう</li> <li>○誰でも参加できるイベントを企画し、地域との交流を持ちましょう</li> </ul>	事業所、団体
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>○赤い羽根共同募金を活用し、地域で行われる誰もが参加できる行事を支援します</li> <li>○地域の居場所（ふれあいいきいきサロン）の設置を推進し、誰もが来られる集いの場を増やします</li> <li>○ボランティアセンターや志民活動サポートセンターを通じて、地域活動を始めたい方への初動支援や、地域自治組織をはじめとした住民活動への支援を強化し、団体同士の交流を深めます</li> <li>○登録したボランティアが活動しやすいようコーディネートします（再掲）</li> <li>○ボランティアや各種サークルの活動を周知する情報提供のあり方について、新たな方法を研究します</li> <li>○地域の中でシニアクラブが活躍できる場を創出します</li> </ul>	

町	○郷土への愛着心を育むため、地域のコミュニティ活動の支援を行います	生涯学習課
	○地域美化活動を独自に取り組む団体を支援します	環境課
	○各種イベント等の開催により、中心市街地の活気と賑わいを創出し、町全体の賑わい創出と活性化につなげます。また、空き家等の活用を促進することで地域活動の活発化を促進します	産業課 都市整備課
	◎高齢者等の居場所づくり、活動の活性化等のための支援について検討します	健康福祉課
	○学校の大規模改修や建替え時に、地域コミュニティ拠点化や、地域コミュニティ施設等との複合化についての検討をします	学校教育課
	○自治会活動を活性化するため、自治会活動についての意識啓発を行います	総務課
	○集会施設の整備に対する財政的な支援を行います	総務課
	○住民がイベントを実施する時の会場や物品の貸し出しなどを行います	産業課 生涯学習課
	○子育て支援センター等で子育てサークル活動に対する支援を行います	こどもみらい課

(◎は重点事業)

## 基本目標2 いくつになっても安心・安全 住んで楽しいまち

- 誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らすためには、困りごとを気軽に相談できる環境が必要です。
- 住民意識アンケートにおいても、高根沢町の福祉の向上に必要な取り組みとしては、「様々な相談を受け止めてくれる場（窓口）の設置」を求める意見が 21.8 ポイントと全体で最も多くなっています。

### 【重点事業】

町	◎相談窓口を集約した総合相談窓口を福祉センターに設置し、関係機関をつなぐコーディネーターを配置します
---	--

### 【目標値】

総合相談窓口の設置
未設置（令和元年度） ⇒ 設置（令和6年度）

## 1. 相談窓口の充実

### 【現状と課題】

- 住民意識アンケートやグループヒアリングにおいて、気軽に相談できる場所が少ない・知らない・わからない・つながらないといった課題があがっています。
- 地域に埋もれている困っている人がいます。住民意識アンケートにおいて、困りごとを抱える人たちから助けを求められた時の対応では、「できるだけ対応したい」が6割以上ある一方、「対応の方法がわからず不安」という声も多くあります。助けを求められたり、相談があったりした場合のつなぎ方などの啓発が必要です。
- 日々の暮らしの中での困りごとなどについて、「役場」に相談する人はある程度いるものの、民生児童委員や社協等、他の相談機関は少ない現状です。相談機関の周知とともに、困りごとの解決は行政や関係機関に限らず地域での助け合いが必要という認識があることから、様々な分野で“まるごと”解決できる仕組みづくりが必要です。
- 地域で困りごとを抱えた方について関わりを深めていくと別の課題も抱えているケース（複合課題）が増えているため、複数の機関が連携して課題に取り組む仕組みが必要です。
- 地域での自殺を減少させるためには、相談機関の充実が求められています。

### 【主な取り組み】

- 何でも気軽に相談できるまちをめざします。
- 出前相談、地域ごとの相談会の開催をします。
- ワンストップの総合相談窓口を設置し、広く周知します。また、相談機関をつなぐコーディネーターを設置します。



【それぞれの役割】

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○困った人がいたら声をかけましょう</li> <li>○聞き上手になりましょう</li> <li>○自分から話し相手をたくさん作りましょう</li> <li>○みんなで解決する仕組みづくりに参加しましょう</li> </ul>	町民
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口の情報を把握し、組織内で共有しましょう</li> <li>○身近な相談を受けたら、多機関と連携して解決を図りましょう</li> <li>○住民の相談役となり、適切な相談窓口へのつなぎ役となりましょう</li> </ul>	事業所、団体
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>○聞き上手になるための傾聴技術を学ぶ講座を開催します</li> <li>○無料法律相談や心配ごと相談を行います</li> <li>○相談体制を強化するため、町と連携しながら総合相談窓口を設置し、関係機関のつなぎ役としてコーディネーターを配置します</li> </ul>	
町	◎相談窓口を集約した総合相談窓口を福祉センターに設置し、関係機関をつなぐコーディネーターを配置します	健康福祉課
	○情報の収集整理、行政機関内での共有、住民への周知を関係課で連携した対応を行います	健康福祉課 産業課 学校教育課 こどもみらい課
	○心の健康に関する相談を実施するとともに、自殺対策に関する啓発活動を行います	健康福祉課

(◎は重点事業)

## 2. 情報提供の充実

### 【現状と課題】

- ワーキンググループにおいて、広報紙やホームページなどの一般的な周知方法では情報を受け取ることが困難な方だからこそ、災害に限らず助け合える仕組みの情報提供が必要といった課題があがっています。
- 情報提供については、広報紙のさらなる充実に加えホームページや SNS 等の多様な情報発信を充実していくことが必要です。

### 【主な取り組み】

- わかりやすい情報提供をします。
- 広報紙やホームページ等での情報発信を充実し、それ以外の新たな周知方法についても研究します。

### 【それぞれの役割】

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町の様々な情報を知ろうとする意識を持ちましょう</li> <li>○クチコミという手段の有効性を理解し、積極的に情報提供を行っていきましょう</li> </ul>	町民
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用できる施設情報などを地域に提供しましょう</li> </ul>	事業所、団体
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「たかねざわ社協だより」を発行して、福祉に関する情報提供を行います</li> <li>○福祉事業所や施設、民間企業などからの福祉情報を集約し、住民に向けて発信をします</li> <li>○各種イベントやホームページを通して啓発活動を行います</li> <li>○既存の媒体だけでなく、より効果的な情報発信方法について研究します</li> </ul>	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「広報たかねざわ」や町ホームページを中心に、より見やすく・使いやすく・わかりやすい情報提供を充実します</li> <li>○また、既存の媒体以外の情報発信方法について研究します</li> </ul>	企画課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害や避難情報が住民に広く正確に伝わる方法を検討します</li> </ul>	地域安全課 企画課



### 3. 住みやすい生活環境の整備

#### 【現状と課題】

- ワーキンググループにおいて、高齢者が免許証を返納したことで移動が困難となったり、町デマンド交通「たんたん号」は便利なシステムだが、昇降に手助けが必要な方には使いにくいなどの問題があり、外出をあきらめている方がいるといった課題があがっています。
- 地区懇談会や若者アンケートにおいて空き家が増えて環境が悪いなどの環境改善を望む声があり、環境対策の取り組みが必要です。
- 町の宝である子どもたちが安心・安全で遊べるように、公園の緑化や遊具の整備が必要です。

#### 【主な取り組み】

- どんな人でも移動手段が確保できているまちづくりをめざします。
- 「たんたん号」の利用促進を図ります。
- 子どもたちが安心して遊べる環境づくりをめざします。
- 増え続ける空き家の適正利用について所有者に呼びかけます。
- 移動が困難な方への買い物代行など生活の支援の仕組みを検討します。



【それぞれの役割】

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「たんたん号」を積極的に利用しましょう</li> <li>○安心して遊べる環境づくりに協力しましょう</li> <li>○町歩きをして危険な個所や楽しめる場所を探してみましょう</li> </ul>	町民
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所有する移動手段を地域に提供できるか検討してみましょう</li> <li>○活動の中で危険な個所や楽しめる場所を探して、地域に情報提供しましょう</li> <li>○空き家を活用した取り組みを検討してみましょう</li> </ul>	事業所、団体
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいや高齢などの理由で、外出に不安を感じている方への手助けとなる「福祉認定店マップ」を更新します</li> <li>○外出に不安を感じている方の移動手段の確保のため、事業所や民間の活動を活用できないか研究に取り組みます</li> <li>○ご用聞きや買い物代行など、新たなサービスを検討します</li> </ul>	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今後も「たんたん号」がより便利で安心して利用できる仕組みづくりに努めます。また、運行ネットワーク拡充など、最適な公共交通の形を検討します</li> </ul>	地域安全課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「たんたん号」の利用促進を図るとともに、福祉有償運送の充実や、公共交通の利用が難しい方の移動についての仕組みを検討します</li> </ul>	健康福祉課 地域安全課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住みやすいまちづくり実現に向けて、計画的に道路や公園を整備します</li> </ul>	都市整備課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民による道路や河川等の美化活動等を支援します</li> </ul>	都市整備課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空き家の適正管理や利活用の促進に努めます</li> </ul>	都市整備課 地域安全課

## 4. 災害対策の支え合いづくり

### 【現状と課題】

- ワーキンググループにおいて、災害時の支援体制が明確でない、地域住民の防災への意識が低い、安全な場所に避難できるか不安等といった課題があがっています。
- 住民意識アンケート調査において、災害発生時に避難に心配がある方がご近所にいるかとの問いに対し、「知らない」が約4割となっています。若い世代では、地域で安心して生活するために住民のひとりとしてできることとして「災害時の手助け」をあげていますが「日頃から隣近所とのあいさつ、声かけや付き合い」が重要ととらえている方は約2割となっています。日頃から災害発生時を想定した住民での助け合いの意識を高める必要があります。

### 【主な取り組み】

- 災害時の課題をみんなで整理し、対策を考え共有します。
- 自主防災組織を機能させます。
- 防災訓練の充実を図ります。
- 広域避難所福祉コーナーと福祉避難所等の充実を図ります。
- 新たな災害情報発信を検討します。

### 【それぞれの役割】

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災について家族や地域で話し合い、避難所の場所も確認しておきましょう</li> <li>○自助の徹底（必要生活物資と三日分の食料の準備、避難所は住民が運営等）を心がけましょう</li> <li>○町防災訓練に参加しましょう</li> <li>○地域の防災について、お住まいの地区の防災士と一緒に考えてみましょう</li> </ul>	町民
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時に人的・物的資源の提供に努めましょう</li> <li>○町防災訓練に協力しましょう</li> <li>○防災、減災のための研修を実施しましょう</li> <li>○災害ボランティアの養成に協力しましょう</li> <li>○災害時の担い手として活動しましょう</li> </ul>	事業所、団体

社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時に活躍できる災害ボランティアを育成します。特にシニアクラブに向けた講座を強化します</li> <li>○災害が起きた時に支援が必要な方をあらかじめ把握するため作成している災害時要援護者台帳を更新します</li> <li>○火災などの災害にあわれた方に対して、布団等の見舞い品を給付します</li> <li>○福祉避難所開設のための物品を備蓄し、有事の際には貸し出しができるよう準備します</li> </ul>	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時の避難に支援が必要な方を把握した災害時要援護者台帳や支援マニュアルを整備し、災害時の支援に活用します</li> </ul>	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災要援護者の身体介護や医療的な対応等特別な配慮が必要な場合に対応できるよう、拠点となる避難所の整備や介護サービス事業者との協力を推進します。また、災害時要援護者や女性の避難所における生活支援等を充実させます</li> </ul>	地域安全課 健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時の避難誘導や安否確認等の一連の活動が実際に機能するためには、支援者はもちろん要援護者自身も常日頃から防災に関心を持ち、正しい知識を身につけることが必要なため、広く防災知識の普及啓発を図ります</li> <li>○『地震・洪水ハザードマップ』の改訂版や『地域防災計画』の概要版等を作成して、町民の皆さんに周知を図ります</li> </ul>	地域安全課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的に防災訓練を実施し、自主防災組織の役割分担を明確にするとともに、訓練内容の充実を図ります。また、正しい防災知識の普及のため、「防災士」取得の補助を実施します</li> </ul>	地域安全課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災無線情報が伝わりにくい地域や人に対して、新たな周知方法を研究します</li> </ul>	地域安全課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒に防災教育を実施し、防災に関する知識の普及を図ります</li> </ul>	学校教育課

## 5. 防犯・安全対策の充実

### 【現状と課題】

- 町では、地域の危険個所の把握をするため、学校、県矢板土木事務所、さくら警察署と連携して、通学路等の危険個所の洗い出しを実施しています。今後は、地域の実情に合う対策の改善や見守り活動の充実が必要です。
- 若者アンケートにおいては犯罪についての懸念や情報不足を指摘する意見が出されました。また、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者が増えている現状もあり、地域のつながりや啓発によって防犯の意識を高めることが必要です。
- 平成 28 年 4 月から開設した町消費生活センターは、まだセンターの認知度が低く、相談件数が他市町と比べ少ないため、消費者啓発事業と併せて、センターの周知も行っていく必要があります。
- 地区懇談会や若者アンケートにおいては交通マナーの悪さが指摘されましたが、交通事故を防止するため、交通安全教室等の実施を学校だけでなく、地域ですていく必要があります。

### 【主な取り組み】

- 警察や消防と連携して、防犯、防火活動を推進します。
- 危険個所の把握をし、対策を充実させます。
- 消費者生活センターの認知度向上を図ります。
- 交通事故ゼロをめざした取り組みを推進します。



～ 烏山信用金庫による詐欺防止寸劇の様子 ～



【それぞれの役割】

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○危険個所の把握をしましょう</li> <li>○防犯や防火、交通安全の情報を入手し、実行してみましょう</li> <li>○普段から顔見知りの関係を作ることで犯罪を防ぎましょう</li> <li>○町歩きをして危険な個所や楽しめる場所を探してみましょう</li> <li>○スクールガードや児童の見守り活動に参加してみましょう</li> <li>○交通事故にあわないように気を付けましょう</li> </ul>	町民
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活動の中で危険な個所を探して、地域に情報提供しましょう</li> <li>○スクールガードや児童の見守り活動に参加してみましょう</li> <li>○常日頃から交通安全に努めましょう</li> </ul>	事業所、団体
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の居場所や体操教室において、警察や消費生活センターの協力を得ながら講話を行い、防犯意識を広める活動を行います</li> </ul>	

～ スクールガードの様子 ～



町	○小中学校や保育園において交通安全教育を充実させるほか、地域の協力を得て、安全体制の充実を図ります	学校教育課 こどもみらい課
	○各小学校周辺の通学路の安全対策(カラー舗装などの整備)を実施します	都市整備課
	○幼児・児童・生徒の交通安全意識の醸成を図るため、警察や民間団体等と連携・協力し、啓発型・体験型などの交通安全教室を実施します	地域安全課
	○多重債務や悪質商法など、多岐にわたる消費者問題に適切に対応し、消費生活における町民の皆さんの安全・安心を確保します	産業課
	○自主的な防犯活動や交通安全活動を側面から支援するとともに、人材育成を行い、活動の活性化を促進させ、防犯及び交通安全の意識高揚に努めます	地域安全課
	○増加傾向にある高齢者が関係する交通事故を防止するため、高齢者に対する交通安全教室の実施や高齢者の運転免許自主返納を勧めます	地域安全課
	○また、自動車を運転する高齢者に対して踏み間違い時の安全装置の助成等を行います	
	○住民からあげられた危険個所などの情報を、地図情報にして提供する仕組みを検討します	地域安全課
	○特殊詐欺等の被害を防止するため、啓発や対策機器の助成等を行います	健康福祉課 地域安全課
○インターネット、SNS を正しく活用できるよう、チラシや講座等による周知活動を推進します	学校教育課	



## 基本目標3 適切な支援につなぐ仕組みづくり

- 高齢者や障がい者、子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域を『丸ごと』支える包括的な支援が必要です。
- 住民意識アンケートにおいても、高根沢町の福祉の向上に必要な取り組みとしては、福祉サービスを求める意見が多くなっていますが、その一方で、福祉サービスの制度や仕組みがよくわからないという課題があがっていることから、サービスなどの情報提供、周知方法の再検討が必要です。

### 【重点事業】

町	◎高齢者、障がい者、子どもといったそれぞれの分野における福祉サービスの充実や周知を図ります
---	---

### 【目標値】

住民意識アンケートの設問「福祉サービスを利用しない理由」に対する「制度や仕組みがよくわからない」の項目の回答率

70.3ポイント（令和元年度） ⇒ 40.0ポイント（令和6年度）





【それぞれの役割】

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者、障がい者、子育ての分野について理解を深めるため、講習会や勉強会に積極的に参加しましょう</li> <li>○高齢者、障がい者、子育て中の方が困っていたら、お互い様の精神を持って関わりましょう</li> <li>○ヘルプマーク、ヘルプカードのことを知り、自分のできる形で関わりましょう</li> </ul>	町民
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組織内で高齢者、障がい者、子育ての分野について理解を深めるため、講習会や勉強会を積極的に開催しましょう</li> <li>○イベントは障がいがある方や高齢者でも参加しやすい企画を心がけましょう</li> </ul>	事業所、団体
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者、障がい者、子育てへの支援を図るための知識と情報を提供する各種講座をボランティアセンターで実施します</li> <li>○配食サービスを通じてひとり暮らし高齢者の安否確認を行います</li> <li>○シニアクラブ、ひとり親家庭福祉会、身体障害者福祉会の活動について支援します</li> <li>○町在宅福祉ネットワークに参画して、福祉事業所とのネットワークの強化を推進します</li> </ul>	

町	○町民の誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ちながら楽しく生活できるような支援を含め、医療・保健・福祉の各関連部署と情報の共有を図り、連携した「地域包括ケアシステム」を構築します	健康福祉課
	○高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護保険事業計画に基づき、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をとれるように努めます。また、認知症高齢者の増加が予測される中、認知症に対する理解を深めることを目的とした事業を、地域住民をはじめ小中高校生徒にも広めます	健康福祉課
	○障がいのある方のニーズの多様化へのきめ細やかな対応を行うにあたっての体制づくりに努めるとともに、障がいのある方やその家族の地域生活を支援します ○障がいのある方が地域で安心して暮らしていけるよう、障がい児者サポーター養成講座を開催します	健康福祉課
	○子育て世帯のニーズに沿った子育て支援サービスの充実と、様々な情報提供の充実を図ります	こどもみらい課 健康福祉課
	○子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行います	健康福祉課
	○特別な支援が必要な児童生徒に対する教育支援や不登校の未然防止、相談活動等を実施します。また、関係機関と連携し、福祉サービスの活用を周知します	学校教育課
	○手助けが必要な方を知らせるヘルプマーク、ヘルプカードの周知を図り、着用を推進します	健康福祉課
	○地域医療の充実を図るため、専門の医療機関の誘致に努めます	健康福祉課

## 2. 生活困窮者、就労が困難な方等への支援の充実

### 【現状と課題】

- ワーキンググループにおいて、学びに困る子ども（教育の貧困）や 8050 問題など複合的な課題を持つ家庭、制度のはざまの人がいることへの支援が少ないといった課題があがっています。そういった人たちを地域で支援するには、支援する側の正しい理解と関連機関の連携が必要不可欠です。

### 【主な取り組み】

- サービスのはざまにいる人、社会的弱者と言われる人の活躍の場を創出し、支援体制を整備します。
- 関係機関と連携を強化し、子どもの貧困対策と教育支援について充実していきます。
- 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪を犯した方等への社会復帰支援のあり方を検討していきます。

～ フードバンクの様子 ～



【それぞれの役割】

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○フードバンクやボランティアへの協力をしましょう</li> <li>○子ども食堂の役割を知り、可能な形で協力しましょう</li> </ul>	町民
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就労に困難を抱える方の雇用を積極的に取り組みましょう</li> <li>○利用できる施設情報などを子どもの学びの場などに提供しましょう</li> <li>○持てる知識や経験を活かして、引きこもりや犯罪を犯した方などの社会復帰の場を支援しましょう</li> </ul>	事業所、団体
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活困窮者、就労が困難な方が自立した生活が送れるよう、貸付事業を行います</li> <li>○各分野で余分になった食料を、食べ物に困っている人に提供する「フードバンクたかねざわ」を運営します</li> <li>○子どもたちの学びの場「学習支援」の運営を支援します</li> <li>○児童生徒が進学するにあたり必要な文具等の寄付を募り、提供する仕組みをつくります</li> </ul>	
町	○経済的に不安定な子育て家庭に対し、子どもの健やかな成長を支援するため、助成の充実を図ります	学校教育課 こどもみらい課
	○不登校の児童生徒に対して学びの機会を提供します	学校教育課
	○生活に困難を抱えている方や就労が困難な方、制度のはざまにいる人(引きこもり、犯罪を犯した方等)への相談体制を充実し、各機関と連携しながら支援を行います	健康福祉課
	○就労が困難な方等が働く場についての確保や情報提供に努めます	健康福祉課 産業課



### 3. 権利擁護の推進

#### 【現状と課題】

- ワーキンググループにおいて、認知症の高齢者や身元引受人がいない人が増えているといった課題があがっています。成年後見制度や死後事務、整理の代行についての知識、情報提供が必要です。
- 近年、増加傾向にある高齢者や障がい者、子どもに対する虐待に対し、関連機関と連携を強化していく必要があります。また、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題を解決していく仕組みづくりが必要です。

#### 【主な取り組み】

- 後見人制度の周知を図り、活用しやすい仕組みをつくります
- 判断能力に不安がある者はあるが、少しの支援があれば自立した生活が送れる方への支援（あすてらす事業）を推進します。
- DV や虐待に対応する窓口のマニュアルを作り、スムーズに相談に結び付く体制を整えます。



～ 権利擁護に関するパンフレットなど ～

【それぞれの役割】

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身の回りで権利を表明することが困難な方がいなか いかにしてみましよう</li> <li>○あすてらす支援員として権利擁護活動に協力しま しよう</li> <li>○エンディングノートなどの活用で医療などの意思 表明、財産寄付などを記しておきましょう</li> <li>○身の回りで虐待の可能性を感じたら、専用ダイヤル や町に連絡しましょう (児童相談所全国共通ダイヤル：189)</li> </ul>	町民
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○権利擁護の制度に理解を深め、利用者に助言できる ように努めましょう</li> </ul>	事業所、団体
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あすてらす事業（判断能力に不安がある者への金銭管理代行）を通じ て権利擁護に取り組みます</li> <li>○あすてらす支援員研修を実施し、住民の権利擁護活動への参加協力を 促します</li> </ul>	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民後見人等の制度の周知や育成、活動への支援を 検討します</li> </ul>	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関との連携を強化し、DV や虐待防止に対応 する窓口マニュアルを作成し、相談体制の充実を図 ります</li> </ul>	健康福祉課 こどもみらい課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身寄りがない方が亡くなった後の支援をする仕組 みを構築します</li> </ul>	健康福祉課

## 4. 福祉サービスの充実

### 【現状と課題】

- ワーキンググループで福祉サービスの制度や仕組みがわかりにくいといった課題があがっています。住民意識アンケート調査においても、福祉サービスを利用しない理由は「制度や仕組みがよくわからない」が最も多くあることから、サービスなどの情報提供、周知方法の再検討が必要です。
- 公助（行政）、共助（社協や福祉事業所）、自助（自分や家族）のバランスのとれた福祉サービスの充実が求められています。
- 関係団体ヒアリングにおいては、人材の確保が難しいことが課題とされていることから、情報提供などを行い、福祉サービスについて知ってもらうことが必要です。

### 【主な取り組み】

- 福祉サービスの情報提供及び、周知方法の再検討をし、わかりやすい情報提供の充実を図ります。
- 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開を図ります。
- 福祉事業所、団体と連携を図り福祉サービスの周知に努めます。





【それぞれの役割】

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉課題があった時、まず自分たちのできることを考えましょう</li> <li>○広報紙等に目を通し、意識して情報を得るようにしましょう</li> <li>○福祉サービスの情報をクチコミするなど周りに提供しましょう</li> </ul>	町民
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域に積極的に出向き、福祉情報の提供をしましょう</li> <li>○見学会やイベントなどを開催して、地域の方との交流の場をつくりましょう</li> </ul>	事業所、団体
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中学校区ごとに設置した第2層生活支援協議体をさらに周知し、高齢課題だけにとらわれない協議機関として活用できるよう取り組みます</li> <li>○地域の課題把握と情報提供のため、地区座談会などの住民の声を聞く場を設置します</li> <li>○介護、介助用具などを貸し出し、住民の自助を応援します</li> <li>○地域の居場所などを活用して福祉事業所と住民をつなげる機会をつくり、福祉サービスの理解を深めます</li> </ul>	
町	◎高齢者、障がい者、子どもといったそれぞれの分野における福祉サービスの充実や周知を図ります	健康福祉課 こどもみらい課
	○複合した課題に対応するため、分野を横断した福祉サービス（共生型サービス）の充実を図ります	健康福祉課
	○人材を確保するため、事業所の求人等の周知や、イベント等における地域貢献活動のPRなどの情報提供を行い、福祉職の確保につなげていきます	健康福祉課
	○町ホームページにおける福祉サービスの情報やパンフレット等の内容について、こまめな見直しや情報の更新を心がけます	健康福祉課 こどもみらい課

(◎は重点事業)

## 第5章 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、計画を円滑に推進していくため、「基本目標別グループ」、「庁内ワーキンググループ」、「計画運営委員会」、「計画推進委員会」の4つの組織を設置します。

### 各組織の概要

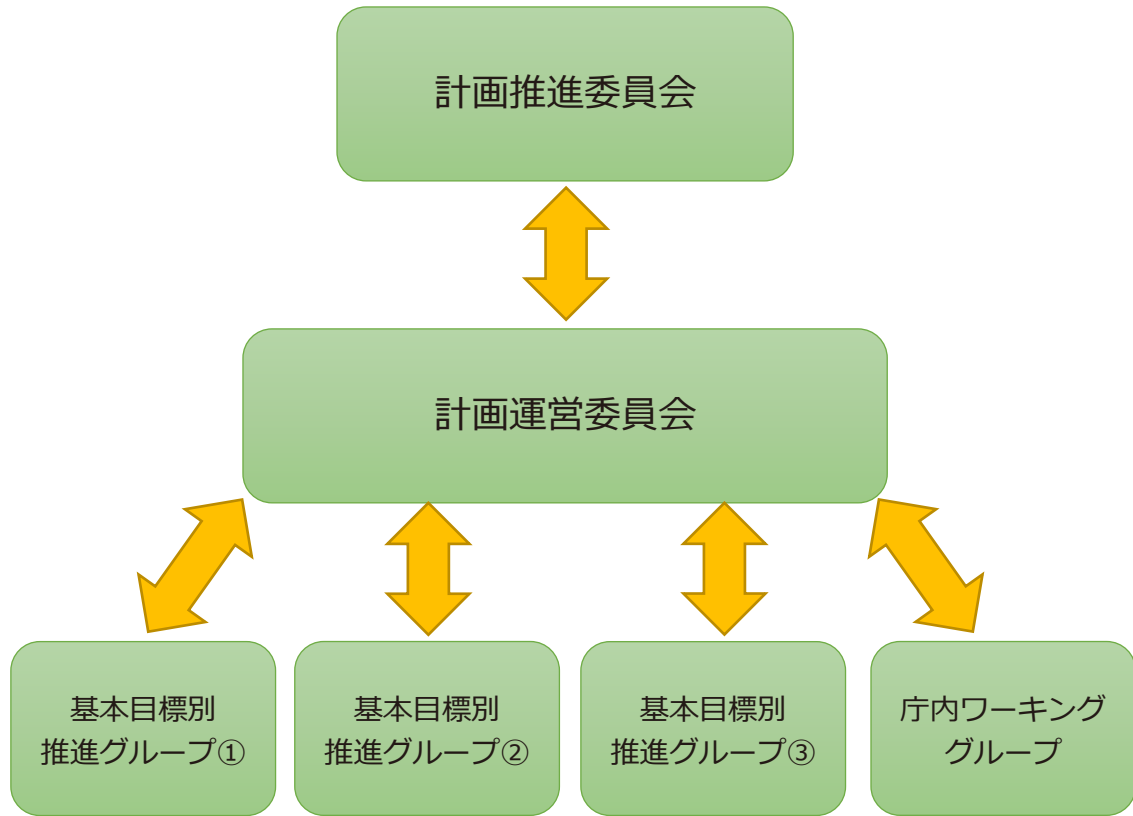
○「基本目標別推進グループ」	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画ワーキンググループメンバーを再構成して組織。グループリーダーを選出。</li><li>・計画における3つの基本目標ごとに組織し、地域福祉活動計画に基づく事業や取り組みの実施を推進</li><li>・原則として3カ月ごとに実施</li></ul>
○「庁内ワーキンググループ」	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政内の計画推進グループを組織。グループリーダーを選出。</li><li>・地域福祉計画に基づく事業や取り組みの実施を推進</li><li>・原則として3カ月ごとに実施</li></ul>
○「計画運営委員会」	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画調整部会を基本目標別グループリーダー、計画WG正副委員長、健康福祉課、社会福祉協議会で組織。</li><li>・計画推進の中核を担い、進捗状況を点検、整理し計画推進委員会に報告。また、見直し提案に基づき推進グループに提案</li><li>・原則として半年ごとに実施</li></ul>
○「計画推進委員会」	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画策定委員会を再構成し、町長、社会福祉協議会長を加えて組織</li><li>・計画運営委員会からの報告に基づき計画を評価、見直しの提案</li><li>・年度内1回実施</li></ul>

これら組織の活動を年度の周期で行い、計画の点検、改善を行っていきます。  
そして、計画の進捗状況は広く住民に周知できるよう広報紙やホームページで実施状況や評価の周知を図ります。

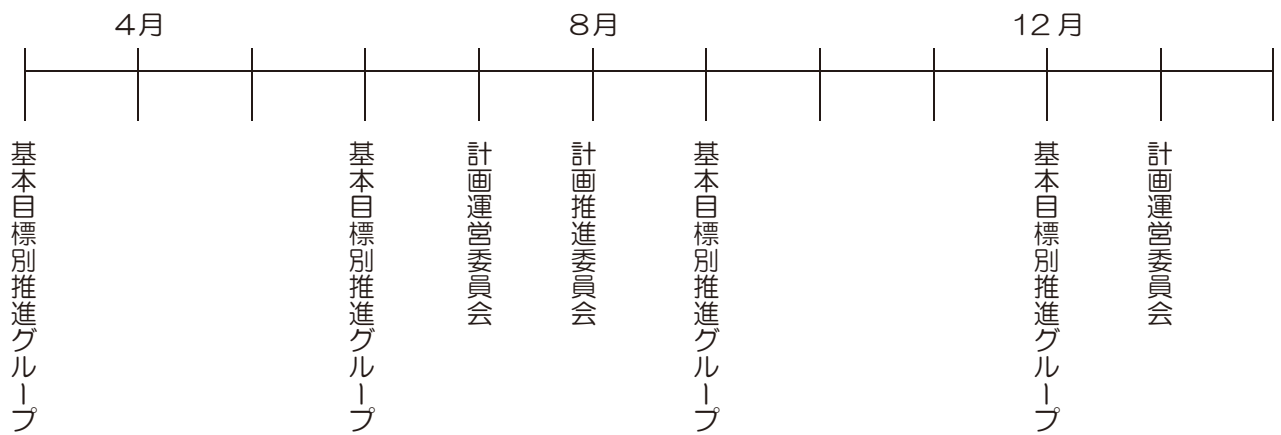


～ 計画策定の住民報告会の様子 ～

### 計画の推進体制イメージ図



### 2年目以降の推進スケジュール



# 資 料 編

## 1. 高根沢町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、計画案を検討するため、高根沢町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の案を策定すること。
- (2) 計画を策定するために必要な調査及び研究をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成し、町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 公募による者
- (4) 町の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の完了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、必要に応じて随時開催する。

3 委員長は、必要に応じて議事に関係する者を臨時に出席させることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

## 2. 高根沢町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人高根沢町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は高根沢町地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の案を検討するため、高根沢町地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は本会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議し、答申する。

- (1) 活動計画の案の策定に関すること。
- (2) 活動計画を策定するために必要な調査及び研究をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。ただし、高根沢町の策定する地域福祉計画との整合性を図るため、その一部または全部に高根沢町地域福祉計画策定委員を充てることができる。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 公募による者
- (4) 町の職員
- (5) 社会福祉協議会職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の完了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を統括し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて議事関係する者を臨時に出席させることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(ワーキンググループ)

第8条 策定委員会に、活動計画に基づく具体的な実務の作業検討を行うため高根沢町地域福祉活動計画ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

- 2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザー)

第9条 策定委員会に、活動計画の策定に関し助言等を行うアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、高根沢町の策定する地域福祉計画との整合性を図るため、高根沢町地域福祉計画の策定に関しても助言を行うことができる。

3 アドバイザーは、社会福祉関係の専門的な知識、技術及び識見を有する者のうちから会長が委嘱する。

(事務局)

第10条 策定委員会の庶務は、本会において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から適用する。

### 3. 高根沢町地域福祉活動計画ワーキンググループの組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高根沢町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱（以下「策定委員会要綱」という。）第8条第2項の規定により高根沢町地域福祉活動計画ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 ワーキンググループは、40名以内の部員をもって組織する。

2 部員は、次に掲げる者のうちから高根沢町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 地域住民代表
- (2) ボランティア関係者
- (3) 町内の社会福祉法人及び地域福祉関連の団体等の者
- (4) 前号に掲げる者のほか必要と認める者

(部員の任期)

第3条 部員の任期は、委嘱の日から計画策定の完了の日までとする。

(部長及び副部長)

第4条 ワーキンググループに部長及び副部長を置き、部員の互選により選出する。

- 2 部長は、会務を統括し、ワーキンググループを代表する。
- 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 ワーキンググループの会議（以下「グループ会議」という。）は、部長が召集し、その議長となる。

- 2 部長は、必要に応じて議事に関係する者を臨時に出席させることができる。
- 3 部長は、グループ会議の結果を策定委員会の委員長に報告しなければならない。

(専門部会)

第6条 ワーキンググループは必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、グループ会議に付議する事項の調査研究及び必要な連絡調整を行う。

(専門部会の組織)

第7条 専門部会は、部員から選出された専門部会員（以下「専門部会員」という。）並びに高根沢町が設置する高根沢町地域福祉計画庁内ワーキンググループ委員をもって組織する。

- 2 部員は、前条第1項のいずれかの専門部会に属さなければならない。
- 3 専門部会に専門部会長を置き、専門部会員の互選により選出する。ただし、部長及び副部長は、専門部会長となることができない。

(専門部会長の職務)

第8条 専門部会長は、専門部会を統括し、専門部会の会議（以下「専門部会議」という。）の議長となる。

2 専門部会長に事故あるときは、専門部会長があらかじめ指名する専門部会員が、その職務を代理する。

(専門部会議)

第9条 専門部会議は、専門部会長が必要に応じて召集する。

2 専門部会長は、必要に応じて議事に関係する者を臨時に出席させることができる。

3 専門部会長は、専門部会議で議題となった事項について、その都度、部長に報告しなければならない。

(ワーキンググループ及び専門部会の庶務)

第10条 ワーキンググループ及び専門部会の庶務は、本会で処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほかワーキンググループ及び専門部会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から適用する。



## 4. 高根沢町地域福祉計画策定委員会・地域福祉活動計画策定委員会委員

No.	氏 名	所属及び役職	摘 要	備 考
1	中山 喜美一	町議会代表（教育福祉常任委員長）	推薦	
2	岩崎 公 熙	町区長会代表（副会長）	推薦	
3	笹崎 明 久	在宅福祉ネット（副会長）	有識者	委員長
4	野中 直 子	次世代たかねざわ（前理事長）	有識者	
5	仁平 郁 夫	次世代たかねざわ（理事長）	有識者	
6	五月女 敏 美	町身体障害者福社会代表	有識者	
7	鈴木 繁 樹	社会福祉協議会事務局長	推薦	
8	安藤 泰 行	町民生児童委員協議会代表（副会長）	推薦	副委員長
9	吉澤 政 夫	町人権擁護委員会代表	推薦	
10	中野 謙 作	町教育委員会代表	推薦	
11	鶴見 香 織	公募委員	公募	
12	阿久津 仁	公募委員	公募	
13	荻原 敏 子	こどもみらい課長	町職員	
14	菊地 房 男	学校教育課長	町職員	
15	戸井田 和 明	健康福祉課長	町職員	

## 5. 高根沢町地域福祉計画庁内ワーキンググループ

No.	所 属	職名等	氏 名
1	健康福祉課	社会福祉係長	内 田 夏 子
2	健康福祉課	障害者係長	鈴 木 香
3	健康福祉課	高齢・介護係長兼保健師長	豊 福 尚 子
4	健康福祉課	健康づくり係長兼保健師長	齋 藤 史 江
5	総務課	行政係長	小 林 賢 治
6	企画課	課長補佐兼企画調整係長	山 本 忠 男
7	地域安全課	課長補佐兼地域安全係長	阿 見 弘 一
8	住民課	保険年金係長	田 島 健
9	税務課	収納対策係長	鈴 木 基 郎
10	環境課	環境係長	長 嶋 和 彦
11	都市整備課	管理係長	大 澤 真 弓
12	上下水道課	業務管理係長	菅 谷 昌 孝
13	産業課	産業政策係長	櫻 井 典 子
14	学校教育課	学校教育係長	福 田 正 恵
15	こどもみらい課	課長補佐	齋 藤 雅 人
16	にじいろ保育園	保育士長	荒 井 京 美
17	にじいろ保育園	保育士長	高 瀬 美 幸
18	のびのび保育園	保育士長	山 本 多 恵子
19	生涯学習課	生涯学習係長兼社会教育主事	今 平 紀 章

## 6. 地域福祉活動計画住民ワーキンググループ

No.	分野	所属	氏名	No.	分野	所属	氏名
1	地域	行政区長	和田 悦郎	25	障 が い	障害児者生活支援センターすまいる	菅間 直子
2		行政区長	野口 昌宏	26		恵友会いぶき	織間 洋子
3		行政区長	山崎 亨	27		わーくりんく宝石台	細谷 幸正
4		行政区長	檜原 順一	28		とちぎ障害者労働自立センターゆめ	増田 茂
5		行政区長	齋藤 勉	29		とちの木地域障害者館グループ	森切 尚也
6		行政区長	荻原 昌	30		グランディール高根沢	曾澤 光雄
7		行政区長	小松 勲	31		リビングアーティスト	河合 明子
8		子 育 て	自主防災組織	田代 正夫	32	陽だまり保育園	木村 厚志
9			自主防災組織	小野口壽夫	33	教育委員	齋藤 君世
10			民生児童委員	鈴木 幾子	34	こども相談員	三好 玲子
11			民生児童委員	水沼喜代子	35	スクールソーシャルワーカー	茂呂美智子
12			民生児童委員	板橋 秀男	36	ひよこの家	芳村寿美子
13			民生児童委員	小林 信江	37	次世代たかねざわ	手塚 公枝
14			民生児童委員	小堀マツ子	38	ひとり親家庭福祉会	栗橋 幸子
15			民生児童委員	永井 宏	39	男女共同参画コーディネーター	川面 充子
16			民生児童委員	加藤 幸子	40	商 工	高根沢町商工会
17	高根沢西地域包括支援センター		大貫 裕章	41	テイ・エステック株式会社		鈴木 貴裕
18	高根沢東地域包括支援センター	町田 佳久	42	株式会社ケーヒン	杉内 泰広		
19	高 齢	グループたすけあいエプロン	菅野 忠雄	43	福 社	生活困窮者自立相談支援員	星野 智枝
20		シルバー人材センター	関川 正男	44		学識経験者	檜山 光治
21		高根沢シルバーホーム	青木久美子				
22		株式会社照和	齋藤 和孝				
23		高齢者介護施設 宝夢	森谷ふみ子				
24		高根沢町シニアクラブ	加藤 正秋				

## 7. 計画策定の経過

年月日	事業内容
平成 30 年 7月5日	・地域福祉計画及び地域福祉活動計画概要説明会 ・第1回策定委員会
8月21日	・第1回地域福祉活動計画住民・庁内合同ワーキンググループ 会議（以下 WG 会議）
8月30日	・第1回調整会議
9月13日	・第2回 住民 WG 会議
9月29日	・地域共生社会フォーラム「地域の福祉の勉強会」
10月1日	・住民アンケート発送 【無作為抽出した町民 2,000 名アンケート（回答率 44.1%）】
10月20日～ 10月28日	・地区懇談会開催 【6地区開催（67名出席）】 阿久津小・中央小・西小結社：10/20、上高根沢小結社：10/21 北小・東小結社：10/28
11月5日	・第2回調整会議
11月27日	・第3回住民 WG 会議
平成 31 年 1月7日～ 1月21日	・子ども子育て世代アンケート 【町子ども子育て支援事業7計画二一ズ調査に掲載】
1月24日～ 2月5日	・若者向けアンケート 【高根沢高校向け27件、インターネットアンケート93件回答】
2月5日	・第3回調整会議
2月8日	・第4回調整会議
2月18日	・団体等ヒアリング調査 【47団体にアンケート調査、内16団体をヒアリング】
3月11日	・地域福祉計画及び地域福祉活動計画全体会 (第2回策定委員会・第2回庁内 WG 会議・第4回住民 WG 会議)
4月18日	・第5回調整会議
令和元年 5月23日	・第5回住民 WG 会議
6月13日	・第6回住民 WG 会議
10月11日	・第6回調整会議
11月1日	・第7回住民 WG 会議
11月5日	・第3回策定委員会
令和2年 1月21日	・第4回策定委員会
1月30日～ 3月2日	・パブリックコメント
2月8日	・住民報告会
3月	・策定委員会（書面報告） ・地域福祉計画・地域福祉活動計画計画完成

## 8. 用語解説

用語	意味・解説	第4章の初出頁
SNS	Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略で、インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のサービスの総称。	46
学習支援	家庭の経済的な事情で塾などに通えず、進学や就労に必要な知識を十分に得られない子どもを対象とした個別学習支援。	59
共生型サービス	平成29年度の介護保険法と障害者総合支援法の改正に伴い、障がいがある人が65歳以上になっても、介護保険と障害福祉サービスを一体的に利用できる仕組み。	62
広域避難所福祉コーナー	災害時に福祉的な配慮を要する方々の避難生活を支えるため、バリアフリー設備が整えられているなど、要配慮者の方を含めすべての方が安心して避難できる環境。	49
子育て世代包括支援センター	出産・子育てに関するサービスの紹介や不安の解消など、妊娠中から子育て期における様々な相談に対応する窓口。(平成30年4月保健センター内に「Niko ♥Niko 子育て相談室」を開設)	55
子ども食堂	地域住民や事業所や自治体が主体となり、無料または低価格帯で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場。	59
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。	49
地震・洪水ハザードマップ	台風や大雨などによる大規模な洪水や土砂災害の危険性が増加した場合や大規模な地震が発生した場合に、被害が発生する地域や被害の程度を予想し、住民の被害を最小限に抑えることを目的として避難行動や災害に対する事前準備に関する情報をまとめたもの。	50
児童相談所全国共通ダイヤル	子どもの虐待などが疑われる場合に、児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号。	61
シニアクラブ	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。(老人クラブ)	40
志民活動サポートセンター	地域の課題解決に向けて、個人・企業・NPO及び行政が相互に連携し、『助け合いのあるまちづくり』を目指して活動する組織。	33
障がい児者サポーター	障がい児者について正しい理解を持ち、障がいのある方への援助や配慮を行うボランティア。	57

用語	意味・解説	第4章の初出頁
消費生活センター	専門の消費生活相談員による消費生活にかかわる相談や苦情を受け付ける窓口。(平成28年4月町産業課内に開設)	51
スクールガード	児童生徒の登下校時の安全確保や周辺地域の子どもを守る巡回パトロール等の防犯活動を行う自主的な組織。	52
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。	58
生活支援協議体	地域の多様な主体で構成し、定期的な情報共有や、これから自分たちの地域をどのようにしていきたいかを話し合う場。(中学校区2カ所で運営)	33
地域包括ケアシステム	高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の5つのサービスを一体化して包括的な支援・サービスを提供する体制。	57
地域防災計画	災害対策基本法の規定に基づき、地方自治体の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。	50
地域見守り協定事業所	高齢者等の見守りや緊急事態に対応するために、町と協定を締結した事業者や福祉事業を行う団体等。	39
デマンド交通「たんたん号」	定時定路線を走っているバスとは違い、利用者の希望する場所から場所まで(指定された範囲内)ドアtoドアでの移動が可能な交通システム。(要事前登録)	47
認知症サポーター	認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援するボランティア。	55
フードバンク	生活困窮者支援と食品ロス削減を目的に、住民や事業所等から寄せられた食糧を、様々な理由で食べ物に困っている方へ無償で提供する取り組み。(平成29年4月社協内に「フードバンクたかねざわ」を開設)	59
福祉認定店マップ	障がいや高齢であるなどの理由で、外出に不安を感じている方々への手助けを目的に福祉の講習を受けた店舗・施設を掲載した情報地図。(平成24年3月発行)	48
福祉避難所	高齢者や障がいを持った方など、身体等の状況により一般の避難所では生活が困難な要配慮者が安心して避難生活を送れるように開設する、バリアフリーやケア環境などが整った避難所。(町が指定する福祉避難所は9事業所)	49
福祉有償運送	要介護者や障がい者等であって、一人ではタクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な方に対して、ヘルパーの介助付きで行う運送サービス。	48

用語	意味・解説	第4章の初出頁
ふれあい いきいきサロン	地域の集いの場を、公民館や集会施設などを活用して開設し、地域住民のふれあいや、いきがづくり、仲間づくりの輪を広げる活動の場。	40
ヘルプカード	障がいなどのある方が、困った時に周囲に援助や配慮をお願いしやすくするための情報を伝えるためのカード。	56
ヘルプマーク	障がいなどがある方が、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせるマーク。	56
ボランティア センター	ボランティアをしたい人・団体と、ボランティアを必要とする人・団体とをつなぐボランティアコーディネート業務や、ボランティアの情報収集と発信や各種講座の開催や普及・啓発等を行う拠点。	33





たかねざわ幸せプラン  
～ 支えあい みんながつながる 高根沢 ～  
高根沢町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和2年3月発行

【編集・発行】高根沢町・高根沢町社会福祉協議会

高根沢町 健康福祉課 社会福祉係  
〒329-1292  
栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2053

TEL : 028-675-8105  
FAX : 028-675-8988  
URL: <https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/>

高根沢町社会福祉協議会  
〒329-1225  
栃木県塩谷郡高根沢町石末 1825  
福祉センター内  
TEL : 028-675-4777  
FAX : 028-675-6953  
URL: <http://www.takashakyo.jp/>



TAKANEZAWA  
くらし 高まる たかねざわ



[発行]  
高根沢町  
高根沢町社会福祉協議会

